

出席議員(19名)

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵 美 子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	19番	大 沼 喜 昭 君
20番	大 沼 惇 義 君	21番	加 茂 紀 代 子 君
22番	伊 藤 一 男 君		

---

欠席議員(1名)

18番	加 茂 力 男 君
-----	-----------

---

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	小 泉 清 一 君
会 計 管 理 者	平 間 春 雄 君
総 務 課 長	村 上 正 広 君
企 画 財 政 課 長	加 藤 嘉 昭 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	小 林 功 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長	小 池 洋 一 君

地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	佐藤松雄君
都市建設課長	佐藤輝夫君
上下水道課長	大久保政一君
槻木事務所長	平間信一君
危機管理監	吾妻良信君
公共工事管理監	松崎秀男君
税収納対策監	加茂和弘君
長寿社会対策監	水戸敏見君
産業活性化専門監	加藤善憲君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	薊千代君
生涯学習課長	笠松洋二君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松崎守
主 幹	相原光男
主 査	遠藤幸恵

議 事 日 程 (第4号)

平成19年12月12日(水曜日) 午前10時 開 会

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

森 淑 子

広 沢 真

佐藤輝雄

第3 議案第1号 監査委員の選任について

第4 議案第2号 柴田町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

第5 議案第3号 柴田町体育施設条例の一部を改正する条例

第6 議案第4号 柴田町都市公園条例の一部を改正する条例

第7 議案第5号 柴田町営住宅条例の一部を改正する条例

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が18番加茂力男君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において13番星 吉郎君、14番水戸和雄君を指名いたします。

---

#### 日程第2 一般質問

議長（伊藤一男君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

4番森 淑子さん、登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔4番 森 淑子君 登壇〕

4番（森 淑子君） 4番森 淑子です。

大綱1、学校給食を食育の場に。

山形県鶴岡市は学校給食発祥の地と言われています。明治22年、鶴岡市の大督寺という寺にあった私立忠愛小学校で、弁当を持ってこられない子供たちのために、お坊さんが托鉢して歩き、米やお金を恵んでもらって昼食をつくったのが始まりとされています。

法律上は昭和29年に学校給食法が施行されましたが、これに先立つ昭和25年、アメリカから寄贈された小麦粉で最初の完全給食がスタートしました。当時、アメリカには大量の小麦が余っていました。倉庫が不足するほどの余剰小麦を抱えていたアメリカが、食糧事情の悪い日本を売り込み先にと考えたのはごく当然のことでした。アメリカは、日本の学校給食に

パンを使うことで将来的にも安定して小麦を供給することに成功したわけです。

昭和27年には小麦粉に対する国庫補助が始まりました。この50年で、日本人の舌はみごとにアメリカナイズされてしまいました。それとともに生活習慣病はふえ続け、以前は大人の病気とされていた糖尿病までもが子供たちをむしばんでいる状況です。

皮肉なことに、欧米では日本の伝統的な食事が体にいいとされるようになりました。アメリカのスーパーマーケットには、しょうゆはもちろん、多種類の米や雑穀、惣菜売り場には巻きずしが並んでいます。本家本元の日本では米を食べなくなり、減反と米価の下落という異常事態が続いています。

学校給食は、子供たちにパンを食べさせ、ご飯を食べない子供を養成してきました。家庭の食事がひどいとよく言われますが、この50年の間に給食世代が親となり祖父母になっているのですから、なるべくしてなったのです。

食育という言葉がはやっていますが、家庭の食事を変えるのは至難の業です。学校給食は99%の子供が週に5日は食べるものです。子供の健康と日本の農業のために、学校給食のあり方をいま一度考えるときではないでしょうか。

そこで、伺います。

- 1) 学校給食を完全米飯給食にできないか。
- 2) 学校給食に利用されている野菜の産地とその割合は。
- 3) 地元の米、野菜をもっと利用できないか。
- 4) 食べ残しを減らすために、牛乳を飲む時間を昼食時以外、例えば業間の時間などに変更できないか。

大綱2、町内小規模作業所等の方向性は。

障害者自立支援法の施行から間もなく2年になります。拙速な法の制定、競争原理の導入、応益負担制度による利用者の負担増などにより、さまざまな問題が顕在化しています。平成20年の定時改定を控え、与党からも見直しの声が上がっています。

「しらすぎ共同作業所」と「もみのき園」は、障害者自立支援法の枠に入らずに運営されてきましたが、今後はどのような方向を目指すのでしょうか、伺います。

大綱3、増加する保健業務に対応できる体制を。

自治体保健師の役割への期待が増しています。平成15年の厚労省「地域における保健師活動指針」によりますと、「地域住民を対象に、地域の健康課題を掘り起こし、施策化し、予防的介入・早期発見する」のが保健師の特性とされています。

公衆衛生は、戦前からの長い間、関係者や住民がつくり出してきた生活を守る制度であり、具体的な活動がなされてきました。実際の業務を見ても、乳幼児から高齢者まで、保健師がかかわる問題が山積みです。住民の生活力や育児力の低下による育児相談、生活習慣病や鳥インフルエンザなど新しい感染症対策、精神に障害を持つ人への対応、介護予防の取り組みなど、現在の人員でふえ続ける業務に対応できるのか危惧されるところです。相談業務の増加による保健師自身の精神面のケアも必要です。

財政再建のために職員の削減に取り組んでいるところではありますが、年次計画の達成状況を見ながら、不足する保健師の補充はしなければならないと考えますが、いかがでしょうか。以上です。

議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。1問目、教育長。2問目、3問目、町長。

〔教育長 登壇〕

教育長（阿部次男君） おはようございます。

森 淑子議員の大綱1問目、学校給食を食育の場に、のご質問にお答えいたします。

学校給食についての歴史的背景を述べていただきましたが、現在の学校給食は、戦後の食料難時代に昭和22年のアメリカからの無償提供された脱脂粉乳で始まった給食と25年のアメリカ寄贈の小麦粉による完全給食の開始が現在のパンと牛乳の学校給食につながっているものと思われます。その後、食事内容の多様化を図り、栄養に配慮した米飯の正しい食習慣を身につけさせる見地から、教育上有意義であり、我が国の食糧資源をも考慮した日本人の食生活を再認識して、これを積極的に推進すべきと、昭和51年度から米飯給食が導入されたものでございます。

さて、1点目のご質問、学校給食を完全米飯給食にできないかについてであります。本町の米飯給食は昭和52年、月2回からスタートし、昭和57年の週2回、昭和61年から週3回と移行してまいりましたが、現在、火・木・金曜日を米飯とし、月・水曜日をパンの日といたしております。

ご提案のように米飯のみにいたしますと、副食のメニューが和食のおかず中心に偏りがちになりますので、さまざまな食体験をさせるという食育の観点からも、主食、副食にバリエーションを持たせ、バランスのとれたものを提供することにより、児童生徒に食に関する関心、望ましい食を選択する力の育成、そして健全な食生活を実践する人間を育てることにつながっていくものと考えております。

また、以前、児童生徒にアンケートをとりました結果、パンが週2回はあった方がよいと、

そういった意見もありますので、そんなところも取り入れておるところでございます。

以上のことを踏まえて、現時点では、現行方式を継続してまいりたいというふうに考えております。

2点目、学校給食に利用されている野菜の産地と割合は、にお答えいたします。

学校給食センターの食材については、安全・安心と地産地消などの観点から選定しております。野菜の産地と割合でございますが、その地場産としての柴田産、県南産、県内産、合わせて16.7%、国内産が75.1%、国外産8.2%となっております。購入の際、県南産・県内産と国内産を比較し、値段の変わらないもの、安価なものについては地元産を優先しております。

3点目、地元の米、野菜をもっと利用できないか、にお答えいたします。

現在、柴田町の給食センターでは米飯の設備がなく、宮城県学校給食会の指定業者から供給を受けております。お米につきましては、宮城県産ひとめぼれ1等米を学校給食用米穀に供給する「みやぎ米飯学校給食支援方式」があり、現在、児童生徒には、ことしのひとめぼれ新米が提供されております。

また、地元の野菜ですが、現在柴田産として、きゅうり、ホウレンソウ、みそなど6点、ほかに柴田産・県南産として、リンゴ、梨、卵などを使用しております。町といたしましても、地産地消の考え方から、地元農家で作られたものを提供し、児童生徒にも地場産品を知ってほしいと給食カレンダーや献立表に紹介をいたしているところでございます。

地元産の使用につきましては、JAみやぎ仙南農協や生産者の方と協議し、使用量と納期にこたえられるものとして現在の品目になっております。昨年から町内産のツルムラサキをふやまして、今後も地元から提供いただけるものは取り入れ、食育の推進に努めてまいりたいと考えております。

4点目、食べ残しを減らすために牛乳を飲む時間を昼食時以外、例えば業間の時間などに変更できないかでございますが、学校の1日の時間の割り振りににつきましては、授業や諸活動に要する時間を児童生徒の負担を考慮しながら、より教育効果を高められるように総合的な判断で各学校が定めております。したがって、業間の時間に牛乳を飲ませることにつきましては、現在、各小学校では業間の時間を児童のストレス軽減を図るための遊び時間としたり、健康体力づくりの活動を年間通して業間の時間に実施したりしておりますので、その中に牛乳給食を取り入れることが可能かどうか、各小学校ごと検討をさせてみたいと思います。

なお、牛乳のみとしても給食の一環でありますので、衛生面での配慮や手洗い、配給、後片

づけが必要であり、時間的には相当困難を伴うものと予想されておりますので、あらかじめご理解をいただければと思います。

なお、中学校につきましては、業間の時間がございませんので、現行どおりで実施してまいりたいと考えております。

最後になりますが、先日の新聞報道で、文部科学省では、学校給食をめぐる、主要目的を「栄養改善」から食の大切さや文化、栄養のバランスを学ぶ「食育」に転換する方針を固めたとありました。国も学校給食のあり方を考え直す方針でございます。ご提案の件について、国の方針を見ながら、また柴田町でできること、児童生徒にとって将来にわたって望ましい方向で実施できるよう考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 2問、3問目、町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） 森 淑子議員の大綱2問目、町内小規模作業所等の方向性についてでございます。

今回質問がございました精神障害者小規模作業所、二つございますけれども、しらさぎ共同作業所につきましては、精神障害者に対して集団訓練を中心とした独立生活に必要な生活指導と作業指導を行い、社会復帰の促進を図ることを目的に運営し、現在、登録が25人、1日平均実利用者は10人程度となっております。運営は、役場庁舎敷地内にある施設を利用しながら町が直営で行っております。

しらさぎ共同作業所は、1日の利用者が10人程度見込めるために、20年度から地域活動支援センターの 型、これは10人以上ということになりますが、 型への移行を計画しております。運営は、これまで町直営で行ってきたものを社会福祉法人への委託として準備を進めています。施設につきましては、現在の役場庁舎敷地東側にあるものを3障害の方が利用できるようバリアフリー化し、また創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るために規模を拡張するなどの改修工事をする必要があることから、平成20年度に県補助事業の障害者自立支援基盤整備事業で改修を予定しております。

次に、もみのき園につきましては、日常生活において自立困難な心身障害者を通所させ、基本的な生活習慣を身につけることを初め、集団生活への適応訓練、作業訓練を通じて社会参加の促進と日常生活の安定を目的に運営し、現在7人の障害者の利用となっております。しかし、いかながら、現在の7人の利用人員では個別給付事業や地域活動支援センターの人員の基準を満たしておりません。今後、新しい事業体系に移行するために、少なくとも最低



10人以上の人員を確保しなければなりませんし、事業の種別によっては運営主体となる社会福祉法人との調整も必要と考えております。

町ではこれまで、もみのき園利用者の保護者との話し合いを数回持ち、障害者自立支援法における小規模作業所の取り扱いについての説明と利用者の立場からの要望等の把握を行いました。その際、現在の利用形態をできるだけ維持できるようにしてほしいとの意見も伺いました。また、保護者みずからも勉強会を持つなど、小規模作業所の新事業体系への移行についての知識や情報の取得に努めているとも聞いております。

国による緊急的な財政支援が行われている平成20年度まで現行の小規模作業所として運営をしながら、その間に保護者の方々といろいろ話し合いまして、新事業体系への方向性を検討してまいりたいというふうと考えております。

3点目でございます。増加する保健業務についてでございます。

この保健業務でございますが、平成6年度の地域保健法の制定により、母子保健サービス等地域住民に身近で頻度の高い3歳6カ月児等の保健事業は、市町村が中心的な役割を担うことになりました。その後、平成12年の介護保険法の施行、平成14年の精神保健福祉法の改正、平成18年の児童福祉法の改正及び障害者自立支援法の制定等により、市町村が取り組むべき地域の健康問題は複雑化・多様化し、保健師の業務範囲も拡大され、議員ご指摘のとおり、業務量が大幅に増加している状況でございます。

特に、高齢化の進展とともに医療費や介護給付費の増大が予想される中、効果的・効率的に介護予防事業、生活習慣病予防対策を推進することが特に急務となっております。

そのような背景から、国は来年度より、特定健診、特定保健指導を医療保険者に義務づけました。保健事業に評価を行い、結果が求められることとなり、地域住民の健康問題を担当する保健師、管理栄養士等の専門技術職員の役割が一層強くなってきました。そのことは、保健師等が行う保健指導の企画・立案・評価能力が町民の健康状態の改善と健康増進につながるようしなければならない責務が課せられたこととなります。

しかし、財政再建プランの47項目の中において、平成22年度までは再建期間中は、職員の不補充と職員勸奨退職制度による早期退職を進めるべく説明をいたしておりました。しかし、国の医療制度も大きく変わりましたので、新たな地域の保健課題に対応するため、そして行政の果たすべき役割等を迅速かつ的確に実行することを優先に、平成20年度に1名の保健師を採用し、対応することといたしました。

厳しい財政状況の中で町民の健康状態の改善や生活の質の向上を目指し、結果として医療費

の削減に貢献することは財政再建にも資すると判断した結果でございます。ご理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、厚生労働省は、20年度からの特定健診・特定保健指導の推進に向け、24年度までの5年間で保健師の増員を地方財政措置するように総務省と交渉中でございますので、その推移も注視してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

4番（森 淑子君） 食育とはどういうことかということは教育長もよくご存じで、国の方針も、今までの学校給食の役割が変わってきているということです。正しい食習慣を身につけるということでは一致すると思うんですけども、じゃあ正しい食習慣というのはいかなるものかというところでは、ちょっと違うのかなと思いました。

私、米飯給食をもっと進めるようにというのは、大きく分けて三つあるんですけども、一つは、子供たちの健康にはパンよりもご飯の方がいいと考えています。パンはいつでもどこでも、家でも食べられるわけですから、子供の健康を考えるのであれば、学校でご飯給食を出すのがいいのではないかと。二つ目は、日本の農業を守るためです。三つ目は、主食を輸入に頼ることがどうなのか、そのことの是非と、あと環境に対する負荷ということです。

日本のお米というのは、今世界じゅうで注目されているわけです。海外でも日本の「ひとめぼれ」とか「ササニシキ」なんかをタイとか中国で随分つくり始めたようですけども、この間、村井知事が随分喜んで、テレビで映っていましたけれども、中国へ輸出する米に新潟県産米と宮城県産米が選ばれました。かなり高い値段で引き取られたということですけども、宮城県というのは日本でも有数のおいしいお米のとれる産地なわけですから。それなのに、わざわざ外国から輸入した小麦に添加物を加えて給食に入れる意義は一体どこにあるのかなということなんです。給食のパンの小麦の産地はどちらだかご存じでしょうか。教えてください。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薮 千代君） 小麦の産地ですが、アメリカ産の強力粉100%に、パンにする場合には、そこに栄養強化のためにビタミンB1とB2を入れまして、全体で20%にして、あと県内産の「ゆきちから」という小麦粉なんですけど、それを20%配合いたしましてパンの原料としております。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

4番（森 淑子君） ご飯の場合ですと、そのまま炊くだけでおいしく食べられるわけですね。

れども、パンの場合には、80%が米国産ということですが、地球の裏側からはるばる、今値上がりしている燃料をかけて運んでくるわけです。そこに砂糖を入れ、油を入れ、膨張剤を入れ、乳化剤を入れ、いろいろ加工して、食べやすく、おいしそうに見せかけているという部分が多いと思うんです。学校給食の場合は安い材料を使っているのに、特にそういう傾向があると思うんです。

日本の食糧自給率というのが今問題になっていまして、つい先日も、今まで40%だったものが今度は39%になってしまったということです。それはカロリーベースで39%ということで、穀物の重量ベースで見ると、家畜の飼料を入れますと27%なんです。今いろいろ食糧の自給率の問題であるとか環境についてどうなのかということが騒がれているときに、なぜパン食に固執しなければいけないのか、何としても子供に食べさせたいという思いがパン食に果たしてあるのだろうか、その辺がすごく気になるんです。

給食の献立表を先日、12月分をもらってきて見てみたんですけども、週に2回パンが入っています。そのときの副食を見ますと、パン食のときは季節外れの野菜が必ず入っているんです、トマトとかセロリ、きゅうり。何で12月にこういったものをつけなくてはいけないのか。あとピーマン、コーン、パプリカ。そういったものが必ずパン食についてくる。これは一体、今の経済の状態もそうですけれども、環境負荷だとかそういうことを考えて、果たしてふさわしいのかなと、そう思うわけです。

先ほど教育長が、ご飯だと和食に偏るということでしたけれども、日本人ですから和食を食べて何の不思議もないことで、その辺、とても不思議なんです。フランス人はフレンチを食べますし、イタリア人はイタリア料理を食べる。日本人が和食を食べてどういう悪い面があるのか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 今回の森議員の質問をいただいたときに、逆に私の方は、パン食がなぜいけないのかというふうに逆に発想したわけなんです。パン食のいけない理由がどういうものかということでちょっと調べましたところ、パンの中には油分の材料が多く含まれている副食が多いということで、全体のバランスを考えるとパン食よりはご飯の方が副食として多方面に栄養面で供給できるのかなということを考えましたが、逆に今度ご飯の方ですと、おかずの方には漬物とか、あとみそ汁とか、そうすると塩分がかなり多くなるのかなということで塩分の方も心配しまして、栄養士さんの方にも聞きましたところ、逆に和食の方は糖分がかなり多く含まれているということで、そういうことも考えますと、全体的に和

食と洋食というふうに残りこだわらないで、いろいろなあらゆる面をとった方が子供たちの健康面にはいいんじゃないかということをおっしゃって、そういうことを考えますと、食感とか味覚、見た目とか、そういうことも考えますと、あらゆる面をとった方がいいのかなということをおっしゃっています。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

4番（森 淑子君） 私はパン好きなんです。私も給食世代ですから。小学校のときからずっと、私のころは週に5日間パンでした。別にパンを否定しているわけではないんですけども、学校給食というのは強制的に子供たちが食べさせられる、ちょっと言い方まずいかもしいないんですけども、出されたものは食べなければいけないわけなんですけれども、何でそれがパンなのかなと。先ほど漬物とか味噌汁の塩分ということが出ましたけれども、今出ましたけれども、みそ汁、12月たったの2回です。地場産品を奨励するということが下名生のおみそが使われているそうですけれども、1カ月に2回。漬物も、この献立表で漬物と書いてあったのは1回です。だから、そのことで塩分とり過ぎというのはちょっと、パンにこだわる理由としてはちょっと不足じゃないのかなと思います。

それから、海外からいろいろな食材を持ってくるということですけども、最近問題になっているのがバーチャルウォーターです。仮想水という言葉です。これは、作物をつくるには大量の水が必要で、食品を海外から輸入するというのが、その国から水も奪ってくるということにつながるということで、こういうことで、グローバル化といっても食糧を大量に移動させるのはいかなものかということで出てきているわけですけども。あと、フードマイレージという言葉も今盛んに使われています。食糧の生産地から消費地までの距離、これが余り長過ぎるとするのは問題であると。なるべく近くでとれた食糧を食べることで輸送に伴うエネルギーをできるだけ減らして、環境への負荷を減らしていこうという運動なんですけれども、そういうことを考えますと、やっぱり主食を海外から持ってくるというのは大いに問題があると思います。

1日3回として1週間に7日間だと21回食事を食べるわけですが、普通の場合。その中で給食の5日間をご飯にしたからといって食事が偏るとかそういうことはまずないと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） ご飯につきましては、毎日私たちも食べていますので、ご飯を毎日とったからということで偏るとかそういうことはないとは思いますが、子供たちのアンケート

にもよります、その結果を取り入れますとパン食があった方がいいということで、子供たちのパンの回数も調べましたところ週2回が適当かなということで、子供たちの意見を取り入れて、中に入れておきました。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

4番（森 淑子君） 平成16年に国会に提出されました食育基本法ですと、「豊かな緑と水に恵まれた自然のもとで先人からはぐくまれてきた地域の多様性と豊かな味覚や文化の薫りあふれる日本の食が失われる危機にある」と。今そういう危機の状態にあると法律がいつているわけです。柴田町は、その法律に対してどうお考えでしょうか。町としてどうお考えでしょうか。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） いろいろご指摘をいただいておりますが、学校給食につきましては、とにかくさまざまなご意見、そして考え方があるのではないかなと。場合によっては、お一人お一人異なった考え方をお持ちなのかなというふうに思っております。具体的にご指摘をいろいろいただいているわけですが、町内の世論といいますか、これはご指摘の完全米飯給食についてということなんですけれども、町内の世論といいますか、直接的には給食費をご負担いただいている保護者の皆様の要望の高まりとか、それから多くの町民の皆様から完全米飯を実施すべきと、そういうご意見をいただいたとか、そういった給食を取り巻く大きな情勢の変化とか、あるいは環境変化、そういったところがある場合には教育委員会としても検討してまいりたいというふうには考えておるんですが、今のところそういった大きな動き・流れということについては必ずしも感じ取っておりませんので、現時点では、先ほど説明させていただきましたように、和・洋・中華といいますか、多様なメニューというか、あるいは副食のバリエーション、そういったことを大切に、バランスのとれた給食、そういったものをご提供してまいりたいなというふうに考えております。

先ほど来ご指摘の食糧自給率あるいは環境負荷、その他いろいろな面でのご指摘は、それを議論しますといろいろな各論出てまいりますが、総合的には教育委員会として、柴田町の学校給食については現行の米飯3日そしてパンを2日という形で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。以上です。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

4番（森 淑子君） 中華料理でも洋食でも、ご飯がついて合わないということはまずないと思うんです。何年か前にアンケートをとったときには、ご飯給食が歓迎されているというよ

うなことを聞いたんですけれども、アンケートはどの程度の間隔でとっているんでしょうか。  
議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） 食育に関しましてでございますので、私から現在までの取り組みということで報告させていただきます。

確かに議員おっしゃいました国では平成17年6月に食育基本法を制定してございます。そして、平成18年3月には食育推進基本計画を策定し、国民運動として推進しております。それを受けまして、食育基本法には都道府県の義務、市町村の義務がうたわれております。宮城県におきましては、平成18年11月に「宮城県食育推進プラン」、サブタイトルとして「五感を磨いで、みやぎの食をいただきます」を策定してございます。本町におきましても、町の食育推進計画を整備する必要があるということで、今年度、取り組んでございます。

現在までの経過でございますが、まず庁舎内におきまして検討委員会会議を設置してございます。実際に下部組織と申しますか検討委員会ということで、ワーキンググループでもって現在検討を進めてございます。そのワーキングメンバーにつきましては、健康福祉課と子ども家庭課の栄養士、あと教育総務課と給食センター、あと学校からは養護教諭を派遣していただいています。それと地域産業振興課の食育担当ということでワーキンググループを結成しまして、現在、町の計画づくりのために作業を進めてございまして、現在まで行った内容につきましては、まずアンケート調査を実施いたしました。

中身につきましては、幼児の保護者ということで321名に配付し、302名の回収を得てございます。それと、小学校6年生、中学校3年生712名に配付し、94.8%の回収率でございます。それと、一般住民の方々2,000名にアンケートを配付し、847名の回収率でございました。

中身につきましては、お子さんの方々につきましては、朝食を食べますかということ。その朝食はどのようなものを食べますか。もし食べなければ、食べない理由は何ですかということでアンケート調査を実施し、現在まとめてございまして、その中身につきましては現在解析し、今後の、例えば県の食育を推進するためにということで二つの基本目標が据えられてございます。「県民一人一人が食を生きる上での基本としてとらえ、健全な食生活と心身の健康増進を目指します」。もう一つは、「多彩で豊富なみやぎの食材の理解と食文化の継承を通して豊かな人間形成を目指します」。そして、六つの推進の視点を掲げてございます。健全な食生活に必要な知識の習得と実践能力の育成、家族や友人との食事を通じた食べる楽しさの実感、それと地産地消や体験活動を通じた「食材王国みやぎ」の多彩で豊富な食材の理解。あるいは、視点4として、宮城の風土や地域に培われてきた食文化の継承。それと、食の安

全安心を通じた消費者・生産者・事業者の信頼関係の構築。視点6として、多様な機関の連携・協力による食育の推進。これらの県の掲げている視点、その本町版ということで、これらを体系的に今年度末まで町の食育推進計画として取りまとめる予定でございます。以上です。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

4番（森 淑子君） 済みません、アンケートは何回、例えばここ10年ぐらいで何回ぐらいとったのかというのはわかりませんか。今の健康福祉課長を聞きますと、ちょっと……

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薮 千代君） アンケートにつきましては2年に1度ということで、16年度にやっておりますので18年度ということで、10年ですと5回ですか、10年前ですと、になっております。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

4番（森 淑子君） それで、そのアンケートの結果だと、パン食が週に2回ぐらい入った方がいいという答えが多かったということなんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薮 千代君） アンケートの結果もそうなんですけれども、うちの方で残量調査というのもやっているんですが、それを見ますと、ご飯とパンではご飯の方がパンの残量の倍くらいになっているということで、やはり子供たちが食べてくれなければだめだということで、角田市なんかは週5回やっているんですが、ご飯の残量がかなり多いということで結果が出ております。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

4番（森 淑子君） それで、牛乳を飲む時間をほかにずらしたらいいのではないかというのはそこにもあるんですけれども、パンは水分がないと飲み込めないですね。それでパンには必ず牛乳がつくというふうに聞いています。それで牛乳を飲む時間をずらせばご飯がもっと入るんじゃないかなと。小学1年生から中学生まで全部一律200ccの牛乳ですよ。小学校の低学年の子供にとって200ccの牛乳というのは、かなりの量だと思うんです。ですから、子供に必要な栄養素をとらせたいということであれば、牛乳を飲む時間をずらすということもかなり大きく影響してくるのではないかと思います、いかがでしょう。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薮 千代君） 残量の件なんですけれども、牛乳は小学校、中学校と同じ200

ccなんですけれども、結果的には小学校の方がかなり少なく、中学生が1.7%という残量が多いということで、これで読み取ると、なかなか小学生では多いのかなと思っていたんですけども、逆に小学校の方が残量が少ない。あと、中学生は、アンケートの結果でもなんですけど、給食の時間がちょっと短いということと、あと少量なんですけど女の子だと太るといったりとか、見た目とか、そういうところも来ていますので、なかなか残量だけでははかりにくいかとは思いますが、実際的には中学生の方が残量が多いということになっております。

また、業間につきましても、例えばお昼前に牛乳を飲みますと、逆にご飯の方の残量が多くなるのかなということで。あと、先ほど教育長も申しあげましたとおり、中学生の場合は業間の時間が午後からですとなくなるということで、給食の一環ということですので、授業の時間と時間の間に移動して、手を洗って、また飲んだ牛乳を分別するという時間を考えますと、ちょっと難しいのかなということで……、ただ、これからちょっと考えさせていただければと思います。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

4番（森 淑子君） 学校給食は子供の健康が第一ですので、必要な栄養分はとらなければいけないと思いますし、いろいろな角度から、米飯給食、パン食がどうなのかということこれから検討いただきたいと思います。

野菜の方なんですけれども、農地を持っている方が町内にたくさんいらっしゃると思うんです。今まで、例えば柴田町は、今はかなり企業が入っていますけれども、以前は農業が中心だったと思うんですけれども、学校給食にもっと地元の野菜を食べさせようという声は今まで起きたことがなかったのでしょうか。聞いている範囲で教えていただければと思います。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 地元の産地の、地場産品をとということで、それはかなり前から声が出ていまして、農政課時代ということで、平成8年ぐらい、そのころから会議を持ちまして、どういうふうにしたら地元の生産物を給食の方に取り入れられるかということを経営でかなり議論したような議事録があったのでちょっと見てまいりましたが、その中では、大規模の農家がないということと、通年を通して供給するだけの量ができないのではないかとということで、あと規格、きゅうりですと例えば真っすぐの。規格外があると、手作業でやらないということで人件費がかなりかかる。生鮮ですと、前の日に納品していただきますので、それも時間外にしなくてないということになりますと時間的な制約もかなりあり



ますので、なかなかその辺が供給できないということで、JAさんに中に入ってもらって、小さな農家でもJAさんを通して、もし町内のが調達できないときは仙南産とか、そういうところでまとめていただくというふうに話し合いがあったみたいです。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

4番（森 淑子君） コーディネーターがいないとやっていけないということだと思っんですけれども、今から団塊の世代が次々退職して、兼業農家もたくさんあると思っんですけれども、町内の場合は専業よりもほとんどが兼業だと思っんですが、兼業農家の方がこれから退職して家に帰られると、必ず野菜づくり、米づくり、もっと今まで以上に励まれることになると思っんです。そういう方たちの受け皿としても、学校給食に地元の野菜を入れるということが助けになるのではないかと思いますけれども、いかがでしょう。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薮 千代君） 全体で、1日の給食の量ですが、3,500食。それを賄える量を確実に、きょうは天候が悪かったからできませんでしたというのもちょっと困りますので、その辺が安定的に供給できる約束があれば、これから食育ということも考えて地元の産品を積極的に取り入れていきたいなと思っております。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

4番（森 淑子君） 18年度の地場産品の使用状況というのを見ていたんですけれども、ツルムラサキ、先ほども話に出ましたけれども、去年から入ったということなんですけれども、1年で1回、去年は10月に1回だけ入っているんです。それが重量にして18キロです。地場産品を利用するという方向がちょっと希薄かなという気がするんです。ツルムラサキというのは、割と収穫時期の長いものですし、18キロだったら、そんなに広い面積が必要なくてもとれるわけです。ハウレンソウとか、ユズなんかは2.1キロで、こんなものかなと思っんですけれども、ツボミナも40キロ。もっと地元の野菜を使うという方向でいろいろ検討していかなければ、ただ手間がかかる、できない理由というのは幾らでも出てくるわけで、その辺は話し合いで、どの程度汚れが落ちたらいいのか、生産者の方には市場に出すのと同じような……、袋に入れる必要はないので大分違うと思っんですけれども、泥がつかないようにという、給食センターの職員の方たちの手間がふえるということではまたいろいろ問題が出てくると思っんですので、その辺は話し合いで何とかかなと思っんですけれども。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薮 千代君） 手間がかかるというか、既存の機械の中には曲がったきゅうり

を入れられないとか、そういうところがありますので。ただ、地産地消というのが叫ばれておりますし、森議員が先ほどおっしゃいましたように、やはり地元の産物を給食に入れるということは教育の一環でもございますので、積極的に話し合いを持ちながら取り入れていきたいと思います。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

4番（森 淑子君） 大体何%ぐらいやったら可能で、生産者が何人ぐらいいれば、せめて30~40%は賄えるとお考えでしょうか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 今のところは生鮮野菜ということで国内のものが50%近くになっていますので、国産ですね、国内産、県内産、仙南産、柴田産ということで、4.1%だけなんですけど、それをできれば広範囲に広めていきまして、仙南産、柴田産ということで20%ぐらい、今のところ14%になっていますので、20%ぐらいかなということで、正確には数字等はなかなか示されないんですが、先ほども申し上げましたように積極的に取り入れていきたいというお答えしかできませんので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

4番（森 淑子君） これからいろいろ世界状況も変わってきます。今、目の前にある食材がどこから、どのようにしてきたのか、どういう人の手を経て来たのかということをお教えるのも食育の一つだと思うんです。例えばバナナは、日本人はバナナ大好き、エビ大好きということで、エビを食べるためにマングローブの森を切り倒してエビの養殖場を次々とつくってきた、それからフィリピンのバナナのプランテーションでは欧米資本のもとで奴隷のようにこき使われている現地の人たちがいる、そういうことも……。一時随分問題になって、バナナが農薬の海の中をどんぶらこっこと流れてくる様子なんかも放映されましたけれども、最近またその辺が見えなくなっているように思うんです。今騒がれているのはマグロの問題で、日本人が世界じゅうからマグロをかき集めるのでマグロが絶滅しそうだと。もしかしたら本マグロはもうとれなくなるかもしれない、漁獲できなくなるかもしれないということで、日本人の食生活が世界に与える影響というのはすごく大きいと思うんです。そういう実態があって目の前の給食がつくられているということをお子供たちに教えることも食育の一つだと思います。

日本食以外は食べてはいけないとかそういうことは全くありませんけれども、経済も回っていかねばならないですね。日本だって輸入したいものはありますから、輸入もしなければ

ばならない。輸出したいものがあるので輸入もしなければならないけれども、お金に任せて欲しいもののかき集めて食卓に乗せるのがいいことなのかどうなのかということも、やっぱり時々立ちどまって考える必要があると思います。

最後に一つ、食生活情報サービスセンターというところを出している資料なんですが、農林水産省の資料のようですけれども、食糧自給率の問題です。「大幅に上げるべき」というのが農業者で90.4%、「このままでよい」が5.7%。それから、消費者の方では、「大幅に引き上げるべき」が84.9%、「このままでよい」が7.8%。我が国の食糧自給率の水準に関する意識調査というので、農業者は94.3%が「不安に感じている」、消費者の方も90%が「不安を感じている」、「余り不安を感じない」というのが8.5%です。パン食をぜひ給食に2回ぐらいは入れてほしいという方も、もしかしたら心の中で時々不安になることがあるかもしれないんです。食卓に出てくると、一々これはどこから来た、あれはどこから来たとは考えないで、お腹がすいていればどんどん、おいしい、おいしいと言って食べるわけですけれども、正しい情報を。パンの場合は、じゃあ小麦粉はどこから来て、どうなっているのかということも、これから積極的に子供たちに教えていっていただきたいと思います。その中で、いつも通学路にある畑にツルナが植わっていて、これは今度給食に入ってくるんだよというのが子供たちの会話の中にも出てくるようになれば、日本人の食生活、子供たちの将来も、ちょっとは安心できるのかなというふうに思います。

ご飯給食についてはこれからも検討いただきたいということで、次に移ります。

しらすぎ作業所のことなんですけれども、法人の傘下に入るということで、町の直営からよそに移るといことなんでしょうか。どういう形で法人の方に移るのか、もう少し詳しく伺いたいと思います。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） お答えいたします。

しらすぎ共同作業所につきましては、新年度から社会福祉法人に委託を現在、計画、準備中でございます。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

4番（森 淑子君） その社会福祉法人というのは大体目安がついているんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） 考えられます相手方につきましては、社会福祉協議会、町とか県とか、その辺のところを現在計画しております。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

4番（森 淑子君） 県の地域活動支援センターというのが自立支援法が始まってから存続が危うくなっております。宮城県では大崎に1カ所あるだけで、反対運動がありまして、1年間は県がそのまま運営するということになりましたけれども、これから先どうなるかというのは情報は入っていますでしょうか。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

現在計画しておりますのは、現制度をもとにいろいろな対応策を検討してございますが、最近になりまして、12月7日付でございますが、厚労省から、「政府与党関係で障害者自立支援に関するプロジェクトチームにおいて、障害者自立支援法の根本的見直しに関する報告書がまとめられましたので、参考まで連絡いたします」という文書が入っております。「このことにつきましては、今後この報告書の内容を予算編成や法令改正に反映させていくこととなります」とまで書かれた通知が参っておりますので、二、三注目すべき点についてお知らせ申し上げたいと思います。

「抜本的見直しの視点」としまして、私どもも大変心配しておりました介護保険との統合は前提とせず。それと、障害者サービス費用、事業所に対する報酬等の関係でございますが、の改定を実施します。それと、緊急に措置すべきこととして、所得関係の考え方でございます。現行は世帯、家計ですね、を単位としているが、今後、社会保障制度あるいは税制における取り扱いとの関係を整理しつつ、個人単位を基本として見直す。それと、緊急に措置すべき事項の中におきまして、小規模作業所等については円滑に法定事業に移行できるコンサルタントの活用、この特別対策事業は県の事業でございますが、を一層有効に活用するとともに法定事業に移行する際の基準の見直しなど、さらなる移行促進策を講じる。また、小規模作業所移行のための新たな受け皿のあり方についても検討する。このような文書が入っておりますので、参考までにお知らせ申し上げます。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

4番（森 淑子君） そうしますと、大崎の精神障害者の支援センターはそのまま残りそうなんですか。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） 県のその辺の情報は確認してございませんが、障害者自立支援法の個別給付と地域活動支援事業の違いは、個別給付事業になれば国がかかる費用を負担し

ます。負担金事業ですので、この制度は安定します。しかし、地域活動支援センターにつきましては、その事業活動について国は補助します。補助ですので、予算の範囲ということになりますので、大変経営の継続性につきましては国の考え方一つで、いつ補助が打ち切られるかわかりませんので、経営が不安定でございます。ですから、町としても個別給付事業に格上げというんでしょうか、その事業の方の枠内で運営できるような方向で検討したいと考えてございます。県のそちらの存続につきましては、まだ情報を得ておりませんので、わかり次第、後日、ご連絡申し上げたいと思います。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

4番（森 淑子君） しらさぎ作業所は、そうしますとスペースが広くなるということで、フリースペースのようなものは考えていますでしょうか。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

たまたま障害者自立支援対策臨時特例交付金としまして、特例対策事業が打ち出されてございます。これは国からの交付金で、県に一たんプールしまして、県の事業が確保になるわけですが、新法への移行等のための緊急的な経過措置としまして、移行のための支援としまして、移行のために障害者自立支援基盤整備事業としまして1施設当たり2,000万円を補助します。ただし、対象年度につきましては18・19・20ですので、20年度がその最終年度ということで、この補助事業を活用できればということで現在計画中でございます。おおむね現在の施設の使える部分は残して、あとはそっくり改築を計画してございますので、今後、活動支援センターとして公が認める施設になる場合には、3障害の方々が分け隔てなく使えるような施設にしなければいけませんので、バリアフリーの関係は当然でございますが、あとトイレの関係とか、皆さんに快適に利用できるような装置にしつらえたいということで現在計画してございます。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

4番（森 淑子君） 仙南の方に大崎にあるようなフリースペースといいますか、精神に障害を持っている人が自由に出入りできて、家庭以外のところでもいられる場所が必要だとずっと考えていましたので、しらさぎ作業所にそういうものができると、スペース的にとれるといいなと思いますけれども、3障害一緒となるとかなり厳しいのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

3 障害の方々が一堂に会するというのは、私ども、運営がうまくいくのかということで大変危惧してございますが、その辺、先進地とかいろいろな施設等を、うまくやっているというところを何とか探し出しまして、いろいろ勉強して、1階、2階に分けるかとか、いろいろその辺はこれから……。その事業を受けたいということで、施設の中身をどのようにというのはこれからですので、その辺、先進事例等々を参考に勉強してまいりたいと考えてございます。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

4番（森 淑子君） もみのき園の方なんですけれども、今、幾つかの方向性があると聞いているんですけれども、大体どういう形になるのか、幾つかの方法、わかっている範囲で教えていただきたいです。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） 方向的には二、三考えられますが、先ほど町長が答弁申し上げました現行基準ですと、地域活動支援センター法に基づく基準をクリアしようとすると10という最低限の基準があります、現行制度ですと。現在7名の方ですので、その法の基準をクリアできないということが現実あります。そうしますと、先ほどお話し申し上げました事業運営が国の負担金制度でもって経営が安定するようということで個別給付事業に持っていく場合には、単一ですとさらに条件が厳しくなって20人以上とかになります。

次に考えられますことは、あの施設は7人ですが、多機能型というまた別の制度があるんですが、それですとトータル合わせて、例えば二つの施設ですと、こちらに13人います、こちらに7人です、多機能のサービスを給付支援いたしますということであれば……。ただ形態は同一形態にならなければいけません。それと、先ほどお話し申し上げました、考えられないことはないといえますのは、整備しようとしているところに同居といえますか……。

ですから三つ、四つの今後の方向のための選択肢はございますが、先ほどお話し申し上げました、今考えていますのは10人以上という現行基準です。この基準が現行のままであれば選択肢は変わりありませんが、その基準が変われば前提条件が変わってきますので、再度仕切り直しといえますか、計画の見直しをせざるを得ないのかなということを考えてございます。

先ほど町長が答弁申し上げました20年度までは緊急避難的に財政支援がございますので、20年度は何とか運営できると思いますので、21年度からどうしようかにつきましては、20年度当初から早目に対応策等につきまして研修、勉強し、あと利用者の方々の意向も尊重すべき

です。ただ、一番考えなければいけないことは、同じ障害者の方々が同じ法律のもとにおいては平等に対応すべき、これは大原則でございますので、それらも踏まえて将来の方向性を見出してまいりたいと考えてございます。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

4番（森 淑子君） まだ20年度までは財政支援があるということなので、関係者の合意形成がまず第一だと思うんです。運用している皆さんが納得できる方法でやっていただきたいと思います。これからまた人数がふえる可能性もあるようにはちらっと聞いたものですから。ぜひ、皆さんが、これだったら何とか一緒にやれるんじゃないかという方向性を見つけていただきたいと思います。以上です。

それから、大綱3の方なんですけれども、先ほど町長の方からもお話しありましたけれども、今度、特定健診制度というのが導入されまして、腹囲、血圧、コレステロール値などからメタボリック症候群の該当者や予備軍を割り出して、健保組合や市町村が指導することが義務づけられて、目標値に達しないとペナルティーまで課せられるということです。後期高齢者制度への支援金を削られることもあるということなので、これはもちろんペナルティーも大事ですけれども住民の健康を守るということも大事なので、今回保健師1名増員ということなんですけれども、1名ふえて足りるのでしょうか。理想としては何人ぐらいが適当だとお考えでしょう。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） 1人で足りるのかということですが、現有勢力で頑張るしかないと考えてございます。

それと、参考までに、隣接市町の保健師の配置がどのようになっているのかということでもって推しはかっていたいただければと思うんですが、白石ですと11人です、角田12人、本町12人です。隣接しています亘理も11人です。名取が14という数字ですので、遜色ない職員の数なのかなということでは考えてございます。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

4番（森 淑子君） 長野県の老人医療費は1人当たりの医療費が全国で一番低いということ知られておりまして、それは盛んな保健活動とか在宅医療への取り組みとか、高齢者の就業率の高さとか、いろいろ関係していると思います。長野県の佐久市では、介護予防として生活習慣病や食生活の改善指導、転倒・骨折予防の訓練とか筋力向上トレーニングを実施して、いい成績になっているんですけれども、柴田でも健康づくり地域再生計画が総理大臣が

ら認定されまして、仙台大学との連携で今後大いに効果を期待したいところですが、佐久市ではもう一つ、同一症状で多数の医療機関を重複して受診している人に対して保健師が訪問指導し、医療費の低減を図っているんです。柴田でも、前回でしたでしょうか、レセプト分析を行っているか行いたいという答弁があったと思うんですけれども、進みぐあいはどうなっていますでしょうか。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 12 分 休 憩

---

午前 11 時 14 分 再 開

議長（伊藤一男君） 再開します。

町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） 特定健診の関係ということがありまして、私の方から答弁させていただきます。

特定健診、40歳以上ということで、特定健診の関係で計画を策定するというので、その計画を今健康福祉課でやっているということでございます。レセプト分析につきましては国保の方で、分析の内容は私の方で持っているんですが、それらを含めて今健康福祉課の方で計画づくりのために分析の方を進めているという状況になっております。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

4 番（森 淑子君） 計画づくりを進めているということは、じゃあ個別の指導もこれからしていくと考えていいわけですか。分析結果をどのように生かしていくのかなんですけれども。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） そのとおりです。これからの特定健診、どういう形で進めていくかと。例えば、先ほど議員の方からお話しありましたように、目標値の設定がございます。特に特定健診制度の罰則関係といたしますか、計画づくりのためには、健診の実施率、これを定めなさいと。それから、保健指導の実施率、これを定めなさいと。それから、メタボリック症候群、それらの該当者、予備軍の減少率、これらを定めるという形になります。それらを計画的に定めていく、そのための計画づくりという形になります。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

4 番（森 淑子君） そうしますと、かなり人手もかかるということですね。



議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） うちの課で来年からの特定保健指導のための対象者がどのくらい発生するののかということでレセプトから疾病に関する現状がどうなっているのかということで調査いたしました。数字的なことはもうつかみました。特に、受診者の状況がどうなっているのかということだと、男性・女性に分けて、ともに6,000名ぐらいの方が、合計1万3,000人ですが、の受診の状況を見ますと、驚きました。年代ごとに、30歳代が男性500名、女性400名、逆に、働き盛りだと思んですが、40歳代でもって受診者が男性ですと30歳代よりも130人減りまして408名とか、いろいろな状況が判明してございます。

特徴的なことも判明してございます。年代ごとにどのくらいの割合の方が受診しているのか、あるいは生活習慣病関係での受診状況がどのようになっているのか。あと、生活習慣病関係ですと、治療を受けた方の21%が生活習慣病と言われる病名で受診をしているとか。これは5月の月が年間で一番安定する、病気とかで一番変動の少ない月なんだそうです。それで5月診療分についての分析でございます。この中を見ますと、各種習慣病と言われる病名ごとに集計をとってございます。あと、高額でかかった方がどのくらいいらっしゃるのか、その病名は何なのか、それも把握してございます。診療代が、大体この月ですと4億円ぐらいかかっていましたが、そのうちの生活習慣病と目される病名でかかった方々の治療費が約9,000万円です。そのぐらいの医療費を要しているということで、この結果をもとに保健指導の、ターゲットと言ったら失礼なんです、ポイント、ポイントで押さえまして、効果的な保健指導をやらなければ医療費の増高は防げないということを考えてございます。

あと、地域割でも、いろいろ出てまいりました。船岡地区、船迫地区、槻木地区で糖尿病関係の地域の分布図といいますか、1人当たり、船岡地区ですと1,000円、槻木地区ですと800円ということで、地域の差も顕著に出てまいりました。あと、特徴的なことは、糖尿病関係ですと、人数は少ないんですが、船迫地区は発症年齢が若いです。

そういうこともわかりましたので、これらの調査結果、分析をもとに、効果的な保健指導に当たってまいりたいと考えてございます。

それと、先ほど議員からお話しいただきました仙台大学との関係で、タイアップ、共同事業でもって健康づくりということで、これからメニュー等を詰めてまいりますが、町内で活動を展開してまいります。人的助成といいますか支援が仙台大学からは教員の方々に50名、あと学生の方々に200名、250名の方に町内の健康づくりのサポーターとして今後活躍していただきますので、その辺でもって最終的な医療費節減の効果は十分に期待できるものと考え

えてございます。以上です。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

4番（森 淑子君） 医療費が4億円ということで、レセプト分析は宝の山という感じがします。ぜひ、これから介護予防であるとか生活習慣病の予防に役立てて行ってほしいと思います。

それで、財政再建プラン、最初の計画よりも前倒しで削減が進んでいると思うんです。1人ふえたというのは評価していいと思うんですけれども、保健師の方の精神的な面がすごく心配なんです。相談業務が多いということは自分がいろいろな問題を抱え込むということなので、仕事が忙しければ、なおさら病気になりやすい、保健師自身が反対に病気になってしまうという心配もありますので、一遍に何人も、3人、4人ふやすことは無理でしょうから、年に1人ぐらいずつはふやせないものかなと思いますが、いかがでしょう。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） 確かに議員ご指摘いただきましたメンタルヘルス関係には、十分意を用いて対応しなければいけないということでは理解しているつもりでございます。

参考までなんですが、県の共済組合でもって、そういう関係での支援がございます。例えば、メンタルヘルス電話相談ということで、組合員とその家族の方々から電話相談を受けますよということとか、あとカウンセリングについても対応していただけるようになってございます。このことにつきましては、月曜日から金曜日までということで平日になりますが、そのようなカウンセリング受付等々も実施されてございます。

またさらに、本町独自といいますか、前年度にメンタルヘルス講演会というようなことも開催してございますし、また町の事業としましては精神保健福祉相談ということで、毎月1回、精神関係での専門医の方々に役場の方に出向いていただきまして、相談もやっていますし、職員も当然対象者になり得ますので、そのようなことで毎月1回フォローには努めているつもりでございます。

議長（伊藤一男君） 総務課長。

総務課長（村上正広君） 保健師関係の今後の増員の考え方ということでございますので、それにつきましては私の方からご答弁させていただきたいと思っております。

ご案内のとおり、財政再建という中で、保健師のみならず一般行政職員につきましても職員の削減という形で進めてございます。その観点からいきまして、健康福祉課長とも保健師にかかわる人的については何回となく協議をさせていただき、今お話があったように、現在じ

やあどのぐらいの保健師が一番必要なのかということで、全員協議会の方でも私の方からお話しさせていただきましたが、実質的には15名だろうというふうな、現時点のサービスを維持するためには15名だろうということで健康福祉課長と話をし、その辺でいきたいという考え方は持っています。ただ、今話したように、一般職員も削減という形をしておりますので、15名を満足させるような人員配置はなかなかできないということもお話しさせていただいております。

それで、今回の1名の増につきましても、実際には12名を13名、2名足りないということでございますが、その13名の中で現時点におきましては何とか頑張っていたきたいということでございます。

ただ、それだけ言ってもだめなものですから、いろいろな健診なり保健の関係の委託事業がございます。できるだけ委託という形で対応していただく。委託につきましても、保健師が必要な部分についても、委託費の中でその期間は保健師の人的なものは委託先が確保して、1週間、2週間というものについては保健師を配置するというような考え方で、できるだけそういった方向で委託の方向。

それからもう一つは、いわゆる一般職の中で対応できるものについてはできるだけ一般職で対応し、保健師は保健指導という本来の業務目的の中で対応していただけるようお願いしたいということで話し合っております。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、許します。

4番（森 淑子君） 健康なまちづくりは健康な職員がいてこそあると思いますので、まず職員の方の健康を考えて保健師の増員も要望したわけですけれども、ぜひレセプトを生かして、元気な、病気の少ない柴田町をつくっていきたいと思います。それには食物の中身も考える必要があると思いますので。これで質問を終わります。

議長（伊藤一男君） これにて4番森 淑子さんの一般質問を終結いたします。

次に、1番広沢 真君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔1番 広沢 真君 登壇〕

1番（広沢 真君） 議長、質問を始める前に、私の今回の質問の性質上、まだ余り一般的になっていない制度なものですから、質問の前置きが少し長くなる傾向にあります。ただ、質問するために必要な条件ですので、とめないでお願いしたいんですが。よろしく願います。

議長（伊藤一男君） はい、許します。

1番（広沢 真君） 1番広沢 真です。

大綱1問についてお伺いしたいと思います。

後期高齢者医療制度など、医療の負担増についてであります。

後期高齢者医療制度について、11月の後期高齢者医療広域連合議会で保険料が明らかになりました。後期高齢者医療制度は、その中身が明らかになるにつれて全国で高齢者、医療関係者、自治体関係者を中心に不安や不満の声が上がってきています。そのような中、政府与党は社会保障費だけをターゲットにしてマイナスシーリングの方針を変えていませんが、高齢者の医療負担増を中心に凍結などと言わざるを得ない状況にもなっています。しかし、凍結はいつか解凍されるものであるし、負担増には変わりありません。

そこで、今後の後期高齢者医療制度を初めとするさらに明らかになってきた医療負担増について、町の考え、さらに取り組みなどについて伺います。

議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） 広沢 真議員の後期高齢者医療制度についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が対象となり、現在加入している保険から抜け、後期高齢者医療に全員参加することになります。柴田町では、国民健康保険から約3,000人、社会保険等から約1,000人の計4,000人が対象となります。保険料については、対象者の約8割の方が年金からの引き落としになると予定をしております。

先般、被保険者にとって最大の関心である保険料が改定されております。所得割額7.14%、均等割額3万8,760円で、宮城県の平均年額7万478円となり、国の試算した全国平均7万4,400円を下回った額となりました。

柴田町の国民健康保険加入者で比較してみましたところ、月15万円の年金受給者の場合、国民健康保険税は8万2,700円、後期高齢者医療保険料は5万200円と、国民健康保険税より負担が少なくなります。また、国民健康保険と同じように7割・5割・2割の軽減措置も設けられており、国民健康保険加入者の場合、ほとんどの方の負担額が減少することになります。このことは、新制度導入に向け安心していただけるものと思っております。

医療費は年々伸び続け、今後も間違いなく医療費の伸びは続くと思っております。このことは、保険料、窓口自己負担額の増額に結びつきます。新しい健診制度はすぐ医療費の抑制とはいきませんが、時間をかけて取り組むことにより結果が出てくるものというふうに思っております。

また、議員が懸念しております負担増につきましては、現段階では町が独自の助成制度を実施できる状況ではございません。国の制度に従って全国的な統一された基準で進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 広沢 真君、許します。

1番（広沢 真君） 今の町長のご答弁ですと、今回の後期高齢者医療制度の保険料が全額で7万478円ということで全国平均よりも低く済むんだと。その点について国保よりも負担が少なく済むんだというご答弁で、当面ほっとしている、そういうニュアンスのご答弁だと思います。しかし、現在の時点で、例えば全国の、世論的に見ますと、通常は一回国会を通して法律になったものに対して地方議会が声を上げるというのは非常に珍しいケースですが、11月末現在まで全国で後期高齢者医療制度の改善、凍結、あるいは中止を求める意見書が全国で280の自治体から上がってきています。さらに、この12月議会を経てふえていくものと見られています。本議会でも9月の議会と同僚議員の皆さんのご協力もあって改善を求める意見書上げることができましたが、そのような形で、地方議会でも、そして日本医師会を初めとする医療関係者、町内でも医療生協を初めとする医療関係者が、この後期高齢者医療制度を撤回してほしい、そういう署名運動を展開する運動が広がってきております。

このような世論が広がってくる背景に、やはりこの制度には大きな問題があると考えざるを得ないと思いますが、町長は、この制度自体の評価についてどのように思っておられるか、再度お伺いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） まだ具体的にスタートしたわけではございませんが、保険料自体は、先ほど議員がおっしゃったように一番関心事でございましたので、柴田町として負担がふえるようなことがあるのではないかなと心配をいたしました。とりあえずほっとしたというのが実情でございます。ただ、国の方の制度改正にも見られますように、まだまだ問題点がございまして、高齢者に対する負担が大き過ぎるということで凍結という話もございまして、やはり地方のこういう方々の医療制度が安心して適切な負担の中で保険が受けられる、そういう仕組みに国もしてほしいという考えは変わっておりません。

議長（伊藤一男君） 広沢 真君、許します。

1番（広沢 真君） 保険料の話でもなっていますが、実はこの後期高齢者医療制度の問題がこれだけ大きな批判になっているというのは、大きな理由としては幾つかあります。しかし、その最大の理由は、今話題になっている保険料の問題であります。高い保険料を情け容赦な

く徴収するというのがこの制度の本質になっているというふうになります。高い保険料というと、先ほど来の私と町長のやり取りを聞いていて、宮城県の保険料は全国平均よりも低かったということであって、「うん」と思われる方もいらっしゃるかもしれません。しかし、この制度の中に含まれる、この保険料にかかわる制度自体が、この事実を吹き飛ばすほど衝撃的な数字を含んでいるのです。

そこで、この制度の保険料についての確認をしたいのですが、この制度の保険料は2年ごとに改定されることになっています。その点で、2年ごとの改定で保険料が改定される要件というのは、どのようになっているのでしょうか、町民環境課長にお伺いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） お答え申し上げます。

保険料は、今後2年間の医療費を予測して決定するというふうになります。当然、医療費が上昇すれば保険料にはね返ってくるという形になります。

また、今後の診療報酬、改定の内容にもよるんですが、診療報酬の本体部分、医師の技術料それから薬価の関係、それらがどうなるか、その辺によって大きく変わってくるということもあると思います。

それから、ジェネリック医薬品、後発医薬品の利用促進の状況、それらが大きく影響してくるのではないかなというふうには考えております。

議長（伊藤一男君） 広沢 真君、許します。

1番（広沢 真君） 保険料の改定の要因として上げられているのは、今町民環境課長から答えていただいた、医療給付費の増加というのが一つの条件としてあります。それで、今さまざまな条件を上げられましたけれども、皆さんもよくご存じのとおり、今国民健康保険の現状などを見ても、医療給付費は上がり続けて、なかなかそれを抑えることができないというのが現状であります。

それと同時に、今回の後期高齢者医療制度の一番の保険料を改定する条件というのが、もう一つあります。それは、後期高齢者の人口がふえていくことによって改定されるということです。今のスタート時点では、後期高齢者の広域連合の財源内訳は、後期高齢者の払う保険料が10%、ほかの医療保険からの支援金が40%、そして国や県、町からの支援が50%という財源割合でスタートしています。しかし、後期高齢者の人口がふえていくと、この財源割合は後期高齢者が負担する保険料部分のみがふえていく仕組みになっています。したがって、後期高齢者の人口がふえると、現在の10%が12%、15%という形でふえていく、これがこの

制度の保険料改定の仕組みであります。ここに、私が先ほど上げた衝撃的な事実が含まれております。

今後の宮城県の高齢者人口の将来推計というのが、後期高齢者医療広域連合の広域計画の中に述べられています。「19年3月31日現在、人口は約234万人、そのうち後期高齢者人口は23万2,000人、全体の9.9%ということです。そして、今後の人口推計としては、平成27年に30万人、平成37年に37万4,000人と増加し続けることが見込まれます」、こういうふうに分析をしています。そして、こればかりではなく、厚生労働省の試算で、今後65歳以上の人口の増加するピークは2027年、平成で言うと39年、ここが65歳以上人口がふえていく、右肩上がりでふえていく増加のピークだというふうに資料に出ています。

ということは、後期高齢者医療制度の対象は75歳ですから、65歳が一番ふえる平成39年度からさらに10年後、ここが後期高齢者の人口増のピークになると統計上は考えられます。ということは、今後30年間、後期高齢者の人口は右肩上がりにはふえ続けるということです。そのことによって、この後期高齢者医療制度の保険料というのは、この後期高齢者の人口増とともに右肩上がりに上昇していく、そのことがもう既に定められたルールに乗っかっているということです。これが、今後期高齢者医療制度が全国で大きな批判にさらされ、そしてやめるべきだという声まで上がっている要因の一つであります。

そして、なかなか情報が小出しにされ明らかになってこなかったこの制度の概要が、10月4日に厚生労働省から後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子案というのが出され、徐々に明らかになってきました。この中で、厚生労働省は、4月の後期高齢者医療制度のスタートとともに一緒にやりたい内容として、複数医療機関での受診の是正、検査・投薬の制限、在宅みとりなどを推進する、そういうことを言っています。この中で第一に検討されているのは、後期高齢者の診療報酬を包括払い、つまり定額払いとして、保険医療に上限をつけるということをや4月からスタートさせたいと考えているそうです。

例を挙げますと、例えば胃潰瘍になって入院加療が必要になった場合、胃潰瘍の治療費については上限5万円、例えばですよ、そして入院は1週間、そして入院費用8万円、こういうふうに決めて、そして例えば治療が長引いてそれ以上の医療費がかかったり入院費がかかったりすれば、それは保険診療の対象にしない。それでも医療行為を求める場合には、自費で払うか、あるいは病院の予算でその人の分を見てもらうか、それしかないというような制度にしたいということを厚生労働省の診療報酬体系の骨子の中で述べられています。

それから、かかりつけ医を決めさせる。このかかりつけ医というのは医療費の問題ではよく

町長もお話しされていますが、このかかりつけ医の意味が若干違います。このかかりつけ医は、病気になったら必ずその医者に行きなさい、そしてその医者の指示によって動きなさいということだそうです。皆さんよくご存じのとおり、高齢になれば一つの疾患だけではなく複数の疾患を抱えるというのが常識となっていますが、後期高齢者のこういう特性に目をつけて、そしてかかりつけ医の指示がなければ、ほかのところが悪くても受診できない、そういうふうな仕組みをつくりたいということのを来年の4月からもくろんでいます。

さらに、終末期医療です。終末期医療というのは、例えば末期がんの患者さんなんかで、生命維持装置などを付けながら、そして家族の要望にもこたえて生き長らえる、あるいは最後の瞬間まで苦痛をとって、そして安らかに死を迎える、そういう最近話題の緩和医療行為、あるいは終末を迎えるための医療行為というものですが、ここについて特別の診療報酬体系をつくって、別立てでこれもまた上限を決めたり、あるいは別の報酬体系をつくって高額の医療費負担を求めたりするような仕組みをつくって、そして後期高齢者を終末医療から締め出す仕組みをつくるというのが、先ほど挙げました厚生労働省の後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子の中に盛り込まれている内容であります。

このような内容が徐々に明らかになってきたからこそ、現在では全国多くの自治体で反対、凍結、中止を求める意見書が次々と上がっています。そして、多くのマスコミでは、最近この制度については「現代のうば捨て山だ」と、そういう言葉が特集記事の中で踊っております。こういう問題を含む制度というのが、まだまだ明らかになっていない現状があります。

マスコミの報道では、先ごろ行われた広域議会の保険料が決まったという報道についても全国より保険料が低かった、そういう報道に終始していますので、多くの国民の皆さん、あるいは町民の皆さんも、ほっとしていたのではないかと思います。実際には、このような衝撃的な内容を含むものであります。

それと、先ほど町長が凍結というお話をされましたが、この凍結というのが対象にされるのは、先ほど後期高齢者の制度に移行すると言われた4,000人のうちサラリーマンの扶養家族として健保に加入している人、この人のみの凍結ということになっています。つまり、柴田町で言えば、後期高齢者に行く4,000人のうちの1,000人です。しかも、その凍結期間は、半年間です。ですから、ほとんどほとぼりが冷めるまで批判をごまかすための施策と言われても仕方がないような程度のものであります。

しかし、この制度の内容が非常にわかりにくいのと報道も限定されているため、国保加入者でありながら自分の保険料は凍結されるんじゃないか、そういうふうに期待を抱いている人



もかなり多くいると思います。ですから、このまま制度が進めば来年の4月には町内の高齢者の間にも衝撃とそしてパニックをもたらすことが当然予想されます。私たち日本共産党は、このような現代のうば捨て山を実現するような制度は今すぐやめるべきだと、そういうことを主張して、全国で運動を展開しております。町内でも、先ほどお話ししたような医療生協の活動をしている方々を中心に、この制度を撤回するような署名運動も展開されております。

そして、この問題でもう一つ大きな問題となるのは、以前の質問で取り上げたときも話題にしましたが、資格証明書の問題であります。後期高齢者医療制度の中では、1年間以上保険料を滞納した人、この人について、高齢者であっても保険証を返納してもらって、そして医療機関にかかるときには全額を自己負担しなければならない資格証明書を発行するというふうにしています。柴田町は、これまで資格証明書を発行せずに頑張ってきた経緯はありますが、後期高齢者医療制度で広域でこの問題が話題にされてきていると思います。以前は町長もこの資格証明書の問題については大変重大な問題ですので、後期高齢者の議論の中で、できる限り発行しないような、そういう方向で声を上げていきたいというふうにご答弁をいただいたと思いますが、今回、この制度が明らかになってきた上で、柴田町でどのように考えておられるか、伺いたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 今回は広域連合でやっておりますので、資格証明書を発行するかどうかは最終的にはその連合の方で決めるんだらうというふうに思っております。ただ、そのときには市町村の意見を聞くということがあったのではないかなというふうに思っておりますので、柴田町として聞かれましたら、なるべく資格証明書を発行しない方法で対応してほしいということは申し述べさせていただきたいというふうに思っております。また、うちの方からも小丸議員が出ておりますので、そのような発言をしてくれるのではないかなと、これはお願いをしたいなというふうに思っております。

議長（伊藤一男君） ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午前11時49分 休憩

---

午後0時56分 再開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

1 番広沢 真君の質問を続けます。許します。

1 番（広沢 真君） ちょっと時間が途切れてしまったので確認をしながらいきますが、先ほどは町長の資格証明書の発行についてのご答弁をいただいたところまでだったと思います。

この資格証明書、最近はマスコミの中でも大きく問題が取り上げられ、そして各地で悲劇的な事件が起こっているということは、もう既に全国周知の事実になっております。したがって、資格証明書を発行するかどうか、これがやはり今回の後期高齢者の命と健康を守る上でも重大な意味を持つということは、町長以外の皆さんもご理解いただけるのではないかとこのように思います。その意味でも、後期高齢者の制度が始まってからも柴田町では発行しないということをぜひ明言していただきたいんですが、町長、いかがでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 今のは、後期高齢者の方でしょうか、国民健康保険の方でしょうか、どちらでしょう。後期高齢者の方の広域連合ですと柴田町には一応意見を聞かれますので、その聞かれたときには、なるべく発行しないようにという返事はしたいというふうに思っております。

議長（伊藤一男君） 広沢 真君、許します。

1 番（広沢 真君） 今は後期高齢者の件ですので、今のご答弁でよろしいと思います。わかりました。

それと、昼休み前の町長のご答弁の中にもありましたが、後期高齢者連合議会の中で、議員の問いかけに対して、例えば1年以上保険料を滞納して資格証を発行されている人が病気やけがをしたときにどうするのかという質問があったときに、広域連合の事務局の答えは、そのときには住んでいる自治体に相談をしてほしいというふうに答弁をしていたと、私が議事録を見た記憶ではなっています。そして、その中で、自治体の判断で短期証を発行するなどの対応をすることは可能だというふうに言われていたと思います。そういうことができるのであれば、最初から発行しない方がいいということも含めて、ぜひ広域の中で意見を強めていただければなと思います。

かなり時間をくってしまいましたので、次に進みます。

それでは、このような前段で挙げたような、かなりひどい内容を持った後期高齢者医療制度であります。実際に柴田町において、この保険制度はどのように変わってくるのか。動きとしては、国民健康保険に加入している人たちが、先ほどのご答弁ですと4,000人、後期高齢者医療制度に移るということですが、どのような保険制度に変わっていくのかということ

柴田町の事例でお聞きしたいと思います。

それで、先ほどのご答弁だと、後期高齢者に移る人は4,000人、そのうち社会保険等国保以外から移ってくる人は1,000人だというふうにご答弁いただきましたが、そうすると国民健康保険特別会計、今度の場合には後期高齢者医療制度の特別会計というのをつくることになっていると思いますが、会計もそちらの特別会計に移るとなると、国保の特別会計も変わってくると思います。それで、両方の特別会計がどのように変わってくるか、まだ詳しくは出せないかもしれませんが、見込みでいいですからご答弁いただきたいと思いますが、町民環境課長。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） お答え申し上げます。

特別会計、今回、後期高齢者医療保険の方が一つ、来年の4月から新たに創設になるということで、町民課としては国保会計を持っていますので、国保の特別会計、それから老人特別会計、それから後期高齢者医療ということで3本立てという形になります。

簡単にシミュレーション、推計、暫定でございますが、そういったことで数値も粗い数値ですが、お話し申し上げたいと思います。

まず、後期高齢者医療保険の方、新たに創設になるということなんですが、中身、予算的には、これは簡単でございます、保険料収入です。4,000人ということで、大体2億1,000万円の収入がある。それから、一般会計からの繰入金、これが5,800万円ほどになります。合計で2億6,800万円ほどです。これは納付金ということで広域連合の方に支出するという内容になります。

あと、老人会計につきましては、3月の診療分、この1カ月分だけが20年度残ります。12分の1の会計になりますが、これだけが20年度残ってくるという形になります。

それから、国保会計の方、これが大幅に変わってくるという形になります。まず、国保会計の歳入関係では、主なものだけ申し上げます、税の保険料関係、これは3,000人が老人の方に移るということで、これがマイナスになります。約2億4,000万円ほど税収が落ちるという形になります。それから、退職者医療の支払基金からの交付金、これが7億6,000万円ほど。それから、国県の支出金・負担金関係で大体2億円ぐらいがマイナスになります。それから、新たに前期高齢者の交付金という形で、これが11億5,000万円ほどプラスになってまいります。それから、一般会計の方では繰入金が、3,000人少なくなっただけで、約6,000万円ほど少なくなってくるということで、19年度34億7,000万円ほどあったんですが、これが

8,600万円ほど事業費ベースではマイナスになるという形になります。

あと、歳出の方を見ますと、後期高齢者支援金が新たに3億5,000万円ほど、これがふえてまいります。それから、老人医療の拠出金としては4億7,000万円ほど、逆にこれはマイナス、なくなるという形になってまいります。それから、特定健診事業で2,000万円ほどかかるということで、20年度の国保会計は33億8,000万円ほどということで、先ほどお話ししましたように8,600万円ほど事業費ベースではマイナスになるという内容になってございます。

今の三つの特別会計、予算総額で申し上げますと、20年度当初予算、国保で33億9,000万円、8,600万円のマイナス、それから老人で2億6,000万円ということで、これが25億6,700万円、ほとんどですね、老人会計がまずなくなるというふうな形になっています。それから、後期高齢者医療が2億6,800万円。こういった会計規模になってくるということでございます。よろしく申し上げます。

議長（伊藤一男君） 広沢 真君、許します。

1番（広沢 真君） あっち行ったりこっち行ったりということになるんですが、その点でトータルで、例えば一般会計からの繰り入れ等も含めて、町からの持ち出しというか、その部分はマイナスになるんでしょうか、プラスになるんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） 繰入金の関係ですが、純然たる一般財源の絡みで申しますと、国保会計でいくと大体1,700万円ほどマイナスになります。それから、老人会計では、当然後期高齢者に移行しますので、1億3,000万円ぐらいマイナスになります。後期高齢者の会計の方では、新たに負担が出てきますので、大体2億4,500万円ほどプラスになります。ということで、三つトータルしますと、大体1億弱、今は粗い推計なんですけれども、9,700万円ほど町の持ち出しがふえるという形になっております。

議長（伊藤一男君） 広沢 真君、許します。

1番（広沢 真君） 今のお話はわかりました。ただ、実際の数字が出てこないとなかなかわかりづらい部分もありますので、概要としてつかんでおきたいと思います。

それでは、そういう実態も踏まえて、こういう負担増から町民の命と暮らしを守るという点で減免の問題を提起したいというふうに思うんです。

今回の後期高齢者医療制度の場合、減免というものを考えた場合には、広域での減免の制度と、それから町単独の減免制度というのが考えられます。それで、特に法解釈から減免制度にどんなものがあるかということを挙げなくてはならないと思います。

それで、減免制度について、一つは、まず第一に挙げられるのは、国民健康保険と同じように、いわゆる法定減免という7割・5割・2割の減額制度は国保と同じ制度で行われるという理解でよろしいでしょうか、町民環境課長。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） 国保の方でも、減免というよりも軽減になりますけれども、7割・5割・2割、国保と同じような軽減を予定しているということでございます。

議長（伊藤一男君） 広沢 真君、許します。

1番（広沢 真君） 今回の後期高齢者の特に広域の問題で新たに減免の問題が出てくるんですが、これについては、厚生労働省はなかなか資料を出したがいなかったんですが、日本共産党の国会議員団の質問書に対して公式見解として出されていますので、それをここでも紹介しながら議論したいと思います。

この後期高齢者医療制度というのは、法律で言えば、「高齢者の医療の確保に関する法律」というものから成り立っています。この中では、後期高齢者の医療を確保する法律の第111条で、減免制度を広域連合が設けることができるということになっています。ただし、この場合には、広域連合の減免分の補てんがないと減免した分が保険料の値上げになるということになっている。

それと、都道府県、市町村の補助金による減免という制度が法律の第103条で、「都道府県、市町村及び後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療に要する費用に対し補助金を交付し、または貸付金を貸し付けることができる」となっています。この法文を根拠にどういう減免ができるのかということで厚生労働省が公式見解を出してきたんですが、まず第1には、広域連合が市町村に新たな負担を求めて、その財源をもとに広域連合全体の保険料の軽減や減免制度の拡充を図ることは、全市町村が合意して規約を変更すれば法的に可能だと。これがまず第1の減免だそうです。それから二つ目、各都道府県の一般会計から補助金等を後期高齢者広域連合に投入して、保険料の軽減や減免制度の拡充を図ることは法的に可能だ。三つ目、各市町村から広域連合に補助金等を投入して、保険料の軽減や減免制度の拡充を図ることも法的には可能であり、そして、それを全市町村ではなく一部の市町村に限定した減免なども可能だというふうに、厚生労働省は公式に回答してきたそうです。

この問題について、ぜひ広域連合等で発言をしてほしいというふうに思うんですが、町長、いかがでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 発言してほしいという気持ちはわかりますけれども、まだまだ正式にいただいておりますので、内容を検討しなければならないのではないかなというふうに思っております。市町村の一部ということもございましたが、その一部に柴田町が当然入るわけですが、なかなか、まだ資料を見ていない今の段階で感想を申し上げますと、特別に柴田町が上乘せするという財政状況には今のところないのかなというふうには思っております。この減免の形が国の方から正式におりてきた段階、また広域連合の動き等々を勘案しながら対応してまいりたいというふうに思います。

議長（伊藤一男君） 広沢 真君、許します。

1番（広沢 真君） 資料が限定されていること、それから国の方から情報がおりてくるのは非常に遅いので、その部分についてはぜひ取り寄せるような形で知った上で、ぜひ声を上げてほしいということは要望しておきます。

そして同時に、都道府県、市町村による単独事業というのは、これは法的には全く可能であるということが厚生労働省の公式見解です。それで、私自身も柴田町でどういう減免が可能かということで一つは考えて提案したいと思います。

一つは、実は柴田町では国民健康保険の制度の中で、国民健康保険法の第44条で、一部負担金の減額、これは医療機関の窓口で払うお金を減額する減額制度があります。柴田町は、国民健康保険で例えば震災や風水害、火災その他の災害、あるいは干ばつ、冷害などによる農作物の不作等々、それらの事由により収入が著しく減少したとき、あるいは事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したときなど、一部負担金の減免ができるという制度を設けております。実際の後期高齢者の場合、ほぼ国民健康保険と老人保健から制度的に移行する人たちですから、この制度というのはそのまま移行できるのではないかと考えておるんですが、いかがでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） 広域連合の方では、まだ窓口の一部負担、減免云々の議論はしていません。担当の課長の県内の会議があったときもそういった話は出たんですが、これは広域連合の方で当然規則または要綱をつくって実施するという形になりますので、その辺の議論はこれからだというふうに考えております。

議長（伊藤一男君） 広沢 真君、許します。

1番（広沢 真君） であれば、この制度、必ず要綱をつくるということは法律で定められているんですが、つくっているところとそうでないところは県内、実際にばらつきがあります。

やはりこれは、現実に持っているところがきちんと声を上げていかなければ、持っていないところは声を上げるというのはなかなか考えづらいので、ぜひ、既に要綱を持っている柴田町として主張していただきたいなというふうに要望しておきます。

それから、先ほどの資格証明書の発行の問題とかかわってきますが、今度は保険料の徴収の問題です。後期高齢者医療制度の保険料は、年金が年額18万円以上、月額で言うと1万5,000円以上の方は、特別徴収ということで年金から保険料が天引きになるという制度になっています。ですから、制度上は有無を言わず保険料が年金から引かれるということですので、主に例えば滞納したりするようになりかねない状況を持っているのは、年金額が年額18万円以下、月額で1万5,000円以下の普通徴収、割賦によって保険料を払い込む対象になっている人たちであります。実際、柴田町でこの普通徴収になる方々というのは、どれくらいいるでしょうか。その数字を教えてください。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） 全体で4,000人ですが、大体そのうちの2割、800人くらいというふうに見ております。

議長（伊藤一男君） 広沢 真君、許します。

1番（広沢 真君） これは先ほど来言っているとおり、この800人の方、一人一人を見ればさまざまな方がいらっしゃいますが、まず資格証明書を発行しなくてはならない状況になる危険性を持った方々、この中に含まれるというふうに思います。それで、この人たちに対する減免あるいは救済策を考えなければ、まさにすぐ悲劇が起こりかねない状況があるというふうに思いますが、この人たちについてどのように……、例えば現実に保険料の徴収が始まって保険料が払えない状況、例えば高齢者の場合には無年金の方々もいて、収入が全くないというような場合もありますが、そのような場合、対応はどのように考えているでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） この制度につきましては、特に18万円以下、その800人、大変だということですが、保険料の軽減措置が設けられております。当然所得割はゼロということで、それから均等割も大体月900円くらい、大体年間で1万円ちょっとくらいという形で、大分保険料も低く抑えられるという形になっておりますので、何とか納めていただきたい。特に、この制度は、要はみんなで支える保険になっている。今までの老人保健ですと、保険料は払っていませんでした。今度の後期高齢者になれば保険料1割負担になるということなんですけれども、この制度自体、若い人の支えがあって、若い人からの支援金をいただ

いて成り立っている制度であるということもありますので、そういった制度背景の理念にもありますので、その辺を踏まえて何とかお願いしたいというふうには考えております。

議長（伊藤一男君） 広沢 真君、許します。

1番（広沢 真君） 今たまたま出たので取り上げますけれども、若い人からの支援金ということも含めて今回出されていますが、例えば給与所得者、後期高齢者以下の年齢で給与所得者の中で健康保険を給与天引きにされる場合、実際の明細の中には自分の保険分と支援分ということで、明細の中に明確に金額が表示されるそうです。その意味では、この制度そのものは、実際の保険を受けている高齢者と、そして現役世代の給与所得者の分断も起こりかねない、そういう矛盾も含んでいるものであります。そのことは、皆さんにもぜひ知っていただきたいなと思います。

それで、900円負担ということもありましたが、現時点で言えば、例えばこの保険料の算定に当たっても、同居の家族がいる場合、その人の収入を算定の基準にしているのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） そのとおりでございます。当然、今回の制度は国保と違って、国保の場合は世帯で課税という形になりますけれども、今回の後期高齢者につきましては、一人一人保険料を支払うという仕組みになっています。その場合、例えば単身と2人世帯、そういった世帯があった場合は、その割合によって保険料が違ってくることがございます。

議長（伊藤一男君） 広沢 真君、許します。

1番（広沢 真君） 国民健康保険ですと世帯で課税されますので、標準課税額、限度額があります。しかし、後期高齢者、その限度額から、限度額の枠から外れるということになりますので、例えば家族と同居している高齢者でも、国保から離れた時点で別立てで保険料が請求されるということですので、後期高齢者の保険料は世帯の保険料とは別に払わなくてはならないということで、新たな負担増になるというふうに思われます。

世帯で言えば、別立てになって保険料が計算されると、ただ単に900円だけで済まなくなる。本人の収入がなくてもあるように計算される場合があると思います。やはりその辺の問題も含めてきちっと対策を打たないと、それこそ高齢の世帯で悲劇的な事件が起こりかねないというふうに思っております。

その意味で一つ考え方としてお伺いしたいんですが、例えば今国保税などの徴税の場合、1



年以上、過年度分の滞納があった場合に、例えば分納とかという特別な手段を講じる指導をしていると思うんですが、分納などの指導を例えば今回の後期高齢者の保険料については保険加入者に対して指導するようなことは考えておられるのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） 国保税では分納を当然やってございますが、いわゆる納付相談でございます。滞納になる前に納付相談、そういうふうな分納もありますが、普通徴収の場合、特に低所得世帯の普通徴収は、7月の本賦課から翌年3月までの9回を予定しております。おのこの家庭で事情があると思います。例えば、この月だったらお金は大丈夫だと、そういったこともあると思いますので、相談があった場合には柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

議長（伊藤一男君） 広沢 真君、許します。

1番（広沢 真君） 徴税の場合、話に聞いたんですが、1年を経た後ようやく分納相談が始まるというふうに聞いていたんですが、1年滞納を経ずに相談があった場合には、例えば分納等の相談に応じるという解釈でよろしいのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） はい、そういうことでございます。

議長（伊藤一男君） 広沢 真君、許します。

1番（広沢 真君） そういう対応をしていただければ、少し柔軟に対応していただけるのかなというふうに思います。

それと、今回の場合、制度のことを多くの高齢者が知らないという実態もあると思います。前段で挙げたとおり、実際には柴田町では4,000人のうち1,000人だけしか対象にならない凍結の話も、実際自分も凍結されるんじゃないかというふうに理解しておられたり、あるいは保険の制度が変わるということも含めて知らない人もかなり多くいると思うんですが、この問題を町内の後期高齢者医療制度の対象になっている人たちに対してどのように知らせていくかということを考えているか、お伺いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） 制度の周知、まさしくしっかりやっていかななくてはならないというふうにとらえてございます。特に、新聞、マスコミの報道、これらでたびたび後期高齢者医療の名称はよく出てくるんですが、中身の説明というのがなかなかないのが実態でございます。広報周知については広域連合自体もいろいろリーフレットをつくったり説明会を予

定したりということで検討はしてございます。保険料も決まりましたので、今後、制度が始まるまで、しっかりやっていかなくてはならないというふうに考えております。

町としてどうするのかということなんですけれども、後期高齢者の方でつくったリーフレットとかパンフレット、今のところは1月にはまず1,500できるという態勢でございます。それから、町広報紙を通じて周知する、それからいろいろな会議、今予定しているのは行政区長さん方にまず説明をしたい、それから民生委員協議会、そちらの方の説明をしたいというふうにも考えております。それから、出前授業、これは老人クラブとか町内会、行政区の主催する出前授業ですね、そういった面も積極的にやっていって、現場に行って直接説明したいというふうに考えております。

この前、広域連合の課長の幹事会があったわけなんです、そのとき私の方から広域連合に対してお願いしたのは、高齢者ということもありますので、何か一番周知するのがいいのかということで、やはりテレビとかラジオとかそういうマスコミの方がいいのではないかという話をしました。広域連合としても、予算の関係もあるんですけれども、それらも含めて今後検討していくというふうな回答をいただいております。よろしく申し上げます。

議長（伊藤一男君） 広沢 真君、許します。

1番（広沢 真君） 広域連合でも全戸対象にリーフレット等を配るというお話は聞いています。それ以外にもぜひ、わかりやすく、非常に制度がわかりにくいので、恐らく高齢者の方が理解するためにはもっとかみくだいてお話をしなければならぬというふうに思います。私自身も聞かれた場合に説明をすると、何回かありますけれども、1時間かけてもなかなか制度の概要がわかってもらえるまでにはいかない感じですから、その意味では対応する職員の方も大変だとは思いますが、制度の内容をよく理解して、そして説明をしていただきたいなと思います。

これまで制度を説明的に上げながら変化の内容をお聞きしました。そして、具体的にこれからできる対策についてお聞きしてきました。率直に言えば、まだまだ明らかになっていない部分もありまして、私自身、まだ十分な答えを得られたとは思っていません。その意味で、これから例えば4月までの時間、次の議会にもかかわってきますが、ぜひ、きょう挙げた減免制度、特に広域連合にかかわる部分、それから町独自の減免制度、これについてぜひとも考えていただかないと、本当に悲劇的なことが必ず起こるということが予想できます。その意味でも、ぜひ、町長それから担当課長、そして実際に広域議会に出ておられる小丸議員にも、ぜひとも声を上げていただきたい。

問題は、この制度を改善すればいいというたぐいの問題ではもう既にないと思うんです。マスコミ等で報道されているように、まさに現代のうば捨て山であります。こういう制度は、4月の実施前に何としてもやめさせる、そのために私たち日本共産党は全力を挙げて今運動を進めていますし、全国の多くの人々が今反対の声を上げて署名運動等に取り組んでいます。そして、実際には、質問の前段でも取り上げましたとおり、自民党から公明党、共産党に至るまで党派を超えて、地方議会でも、こんな制度はなくすべきだという声を上げているところ、かなりの数があります。その意味でも、ここにいる同僚議員の皆さん、そして先ほども挙げたとおり町長、それから担当課長、ぜひともこの制度をなくすべきだと、そういうことをぜひ声として上げていっていただきたいなというふうに最後に強く要望いたしまして、私の今回の質問を終わりたいと思います。

議長（伊藤一男君） これにて1番広沢 真君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時30分 休 憩

---

午後1時31分 再 開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

次に、9番佐藤輝雄君の登壇を許します。直ちに質問席において質問をしてください。

〔9番 佐藤輝雄君 登壇〕

9番（佐藤輝雄君） 9番佐藤輝雄です。

西住小学校区に学童保育の実施を。

平成10年4月から学童保育の法制化が施行されました。全国の児童の保護者、地域社会の50年来の悲願の達成であったと思います。法は、国と地方自治体が児童の育成に責任を負うことを明文化し、事業は「小学校に就学しているおおむね10歳未満であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後に『適切な遊び及び生活の場』を与えて、その健全な育成を図る」となっております。

1) 柴田町では、槻木小学校、船岡小学校、船迫小学校、東船岡小学校と児童クラブができており、西住小学校と柴田小学校にはありません。にもかかわらず、槻木小学校の児童クラブでは、試行とはいえ、延長保育を始めております。どんな事情でそうしたのかお伺いいたします。

2) 西住小学校関係では、平成14年にアンケート調査が行われており、さらに同年、民生児

童委員の組織でもアンケート調査が行われております。アンケート調査から、柴田町としてどんなことがなされたのでしょうか。

3) 先月、西住小学校でアンケート調査が行われました。それらも踏まえ、未実施の2校の今後について伺いいたします。

2、冠水する通学路対策を早く。

過般行われたまちづくり町民懇談会で、住民の方から、さきの大雨時、西住小学校への通学路が冠水し臨時休校になったことから対策の要望が出され、町長は善処を約束されました。

その後、学校前に住む方々から、児童は学校に行けないけれども、私たちは水に閉じ込められて出られない、この状況を知ってほしいと強く早期対策をお願いされました。

そこで、伺いいたします。

どこの部署でどんな検討がなされ、冠水対策はいつごろまでを考えているのでしょうか。

2、また、同じように住民との対話集会で出た30区のウォーキングコース整備の要望は、どのようになっているのでしょうか。

以上、伺いいたします。

議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） 佐藤輝雄議員の質問にお答えいたします。

まず、第1点目、西住小学校区の学童保育の実施についてでございます。

1点目でございます。槻木放課後児童クラブの延長保育実施についてでございますけれども、放課後児童クラブの延長保育につきましては、これまでの定例議会で取り上げられるとともに、以前から槻木放課後児童クラブの保護者から直接要望があった重要な課題でありました。その後、平成18年12月に槻木放課後児童クラブの保護者会から延長保育についての要望書が提出され、保護者会との話し合いを重ねると同時に、四つの放課後児童クラブを対象にアンケート調査を実施いたしました。その結果、開所時間については午前7時30分からの開所を希望する方の比率が平均29.3%に対し、槻木放課後児童クラブでは68.4%と高く、延長保育料についても78.9%の方から「料金を負担しても利用したい」との回答が得られ、延長保育の必要性を十分に感じた課題でございました。

財政再建プランにおいて職員が削減される中、放課後児童クラブへの児童厚生員の配置状況から、1施設であれば延長保育は可能であるとの判断から、試行的でございますが、槻木放課後児童クラブでの実施に至ったものでございます。

2点目、アンケートの調査から柴田町としてどんなことが行われたのか。

まず、平成14年7月に実施した西住小学校の保護者に対するアンケート調査につきましては、児童館の運営方法を検討するために行ったもので、西住児童館のほか三名児童館でも同様のアンケート調査を実施しています。アンケート調査結果では、働くお母さん方がふえてきており、放課後児童クラブの設置の要望が多くございました。具体的には、「児童クラブがあったら利用しますか」との質問では、西住小学校は1年生から3年生までで41人中36人、87.8%が「利用する」と回答しています。また、東船岡小学校では113人中74人、65.5%が「利用する」との回答が得られました。

東船岡小学校区では、平成16年度から3年間、地域子ども教室「あそぼ」事業として、多くの地域の方のご協力をいただきながら、安全・安心な子どもの居場所づくりに取り組んできた経緯がございます。また、議会におきましても、水戸義裕議員から3回にわたり学童保育についてのご質問をいただいております。このようなことから、平成19年4月に東船岡放課後児童クラブを開設したものでございます。

次に、平成14年5月に民生委員協議会が実施した「育児に関する意識調査」の結果では、希望する保育サービスにおいて最も多かったのが保育料の減免、次いで一時保育、延長保育の順となっております。町といたしましては、平成10年度から西船迫保育所で一時保育を実施してきましたが、さらに平成19年4月の船岡保育所のオープンに合わせ、一時保育と延長保育を実施し、住民のニーズに対応した子育て支援の充実を図っているところでございます。

3点目の学童保育未実施の2校の今後についてですが、現在放課後児童クラブが開設されていないのは西住小学校区と柴田小学校区となっておりますが、私といたしましては、保護者の就労と子育ての両立を支援する施策として小学校区単位に6カ所の放課後児童クラブの設置がぜひ必要だというふうに考えております。ただし、財政再建プランにおいては、10年間で70人の職員を削減することとしておりますので、現在の職員数では新たな放課後児童クラブの開設はすぐには困難な状況でございます。同プランにおいては、幼児型児童館を平成22年度から順次廃止または幼稚園化することとしておりますので、町としては平成22年3月で西住児童館を廃止することを保護者の皆様にご了解をいただき、職員を放課後児童クラブに配置してまいりたいと考えております。順調にまいりますれば、西住小学校の放課後児童クラブの開設時期は平成22年度をめどに考えてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をお願いいたします。

また、柴田小学校区への設置につきましては、現在の状況では利用児童も少ないと思われま

すので、今後の動向等を見ながら検討いたします。

続いて、冠水対策でございます。それにあわせて、ウォーキングコース、でございます。

まず、1点目の冠水の方でございますが、西住地区の水害対策は、公共下水道事業が適当と判断し、柴田町と大河原町の両町で平成18年度において雨水計画の概要がまとまったところでございます。宮城県下水道課との協議では、地質調査に基づく調整池の基礎形式の検討や浸水予想範囲の精度を上げるべきとの指導を受けています。そうしたことから、今年度は地質調査を実施して、調整池の基礎形式の検討をするための業務委託を既に発注しているところでございます。その後は、浸水予想範囲を想定するための浸水シミュレーションを実施して、町の財政事情を見据えながら雨水計画を策定してまいりたいと考えております。

しかし、抜本的対策までに相当の時間を要しますので、引き続き速やかにポンプ等による強制排水対応で、できるだけ早く通勤通学ができるよう努めてまいりたいと考えております。

2点目、30区のウォーキングコースの整備でございます。

ご質問にございます「住民との対話集会で出た要望」とは、平成18年10月12日に開催いたしました財政再建対策町民懇談会において出席者からいただきました、「他の地区はモデルコースがつくられているが西住地区はコースが設定されていないので、つくってもらえないか」とのご要望のことだと思えます。

町のウォーキングモデルコース設定の基本方針は、中学校区単位での設定として、コースの安全性と目安となる一定の距離の確保などを検討の上、平成16年度から3カ年計画で、槻木、船迫、船岡の3コースを設定いたしました。各コースにはルート並びに距離表示を行うなど、町民の皆さんにご利用をいただいているところでございます。

モデルコース設定の基本方針を中学校区単位3カ所といたしておりますことから、行政区単位のウォーキングコースの整備は予定しておりませんので、具体的に30区行政区としてウォーキングコースの設定のご希望がある場合には、設定コースの選定に当たっての安全性や距離設定など諸条件の検討に担当職員を派遣するなどして側面支援を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、許します。

9番（佐藤輝雄君） まず、町長の2006年柴田初マニフェストで、学童保育の要望の多い東船岡小学校区ということで19年実施するというふうになっております。それで、まず最初に、槻木の場合に、できたのはわかるんですね、平成11年にできました。あと、東船岡は19年にできました。そのときに、槻木の方が15年に延長保育がなされるわけです。その延長保育の

場合に、今お話しあったのは、保護者からの要望があったと、こういうことで、もっと具体的に、保護者からの要望というのはどういう要望があったのか、お願いいたします。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） 18年の12月に槻木放課後児童クラブの保護者から連名で、延長保育についての要望書が提出されております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、許します。

9番（佐藤輝雄君） それでは次に、東船岡小学校からの、要望の多い、この要望の多いという東船岡小学校の場合の要望の形を教えていただければと思います。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） 東船岡小学校区では、平成16年度から3年間にわたりまして「あそぼ」教室を実施してきております。それから、議会におきましても3度にわたりまして水戸議員から学童保育についての要望を受けております。そのようなことから東船岡児童クラブの開設になったものでございます。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、許します。

9番（佐藤輝雄君） そうすると、児童クラブについては、要望がある、それから連名で出てきた、だからつくったんだと、こういうふうなとらえ方でよろしいのでしょうか、町長。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） いろいろな要望があると思うんです。個別の要望、その個別の要望を議員を通じてこの議会で討論をして、その中から、財政状況、それから必要性、それから住民の熱意、そういうものをトータル的に判断させていただいて、あとは政策的にこの議会でも子育て支援はやるという方向性はご了解いただいているというふうに思っておりますので、判断をさせていただいて政策に落とし込んだというふうにご理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、許します。

9番（佐藤輝雄君） それでは、マニフェストに出ている「当面、既存の建物を利用する、移動児童館サービス」というのは、これはどういうことなのでしょう。これもお知らせしていただければと思いますが。マニフェストに出ているやつです。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） これは、西住児童館とはちょっと、この質問の趣旨から外れるというふうに思っております。まだそれについては具体化をする状況にはなっていないというふう

に今の段階では思っております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、許します。

9番（佐藤輝雄君） 先ほど町長が西住の児童館からアンケートが出た、これ平成14年ですね、ちょうど船岡児童クラブができたその後なんです、14年7月に西住でアンケートを出していたときには、大河原小学校から西住に来た子供があったんです。それが児童クラブがないために、学校と話ししたり公民館とお話ししたりして、その中で何とかアンケートをとっていただけないかということで、この場合には始まっているんです。その中で、先ほど町長が言ったように、お金を出しても放課後児童クラブを利用する、そういう人が19人いるとか、いろいろあります。その中で具体的に出てきているのが、もっと早くつくってほしかった、13年3月よりお願いしているとか、働く親がふえているとか、西住小の中につくってほしいとか、いろいろな要望が出ています。そして、ことし、残念ながら、西住小学校に入る子供が、西住小学校に児童クラブがないために大河原に転居しました。1年生になる子供が。

つまり、今までの話を聞くと、町長は、このマニフェストのように「子育て、子育てを応援します」ということは、これは政策ですよ。ところが、今まで話を聞いてみると、槻木も船岡も、すべて要望だと。総体的にはあるにしても。やはり政策として見た場合には、柴田町として子供たちをどう面倒を見ていくのか。一番最初にあったように、平成10年4月の法制化を踏まえてやれば、柴田町の子供たちの児童クラブ、一種のかぎっ子ですね、かぎっ子対策としてどういうふうな政策をつくるのかというのが基本だと思うんです。それが、今まで話を聞くと、こういう要望があった、ああいう要望があった、つまり要望があればやるけれども、要望がなければやらない。つまり、そこには政策というのがないのではないかと、この辺についてお伺いします。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 子育て支援のいろいろな政策は、個別の要望というのがあります。そして、町としてもいろいろな情報、アンケート調査等ですね、あと直接私も子育て支援をしている方々から意見を聞く、それはみんな必要性のベースは同じです。その中からやっぱり個別のやつを、議員も一般質問の中で一生懸命議会の中で必要性を訴えられた、そういう経過が一つございます。それから、政策としてお金というものは当然かかるわけですから、実現可能性というものを踏まえなければなりません。ですから、政策というのは、あくまでも地元の要望の……、情勢というのは町長は全部把握しておりますが、優先順位をつける場合には、地元の熱意、この議会での盛り上がり、それから予算との関係、トータルで政策という



のは考えているわけです。ですから、その辺は、政策でないと言われれば、これはちょっと考え方が違うのかなと言わざるを得ないというふうに思っております。私は全部意見を聞きながら、問題点を把握して、そして議会での議論を踏まえて、そして予算等を勘案して、そして順次計画的に、学童保育については槻木、船岡、船迫、東、そしてこれから西住、柴田小学校と、やると申し上げているので、何ら私は政策的に問題はないというふうに考えております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、許します。

9番（佐藤輝雄君） 15年に私が三つ質問した中の、一番大きなのは合併だったんですが、その一番端っこになったからそうなったかどうかわかりませんが、アンケートに対する、保護者に対する考え方として、町長答弁として、「小学校低学年のかぎっ子児童対策としては、放課後児童対策事業による児童クラブの一層の充実を図ってまいります」と、こう言っているわけです。15年ですよ、こういう話を町長がしているのは。つまり、ここの中では、要望が強いとか要望が弱いとかの問題でなくて、子供に対する、かぎっ子の対策に、ここまで言っているわけですから、それに対しては一つの政策として、お金が出たらやりますとかじゃなくて、こういうふうな流れの中で、それからしばた21にも出ているんですが、子育てしやすい環境とかなんとか、しばた21にも出ているように、それを具現化するための一つ方法として15年にはもう町長ははっきり述べているわけです、この議場で。それが、ほかから要望が強くなってきたらからそちらを優先したということについていかなものかと思うんですが、どうでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 今までの学童保育の経過を見ていただくと、2年か3年ずつ計画的にやってきました。ここで西住をやらないというのであればそういう意見もあるかと思うんですが、やはり優先順位をつけるためには必要性を考えたり、議員活動というのはそのための議員活動で、地域の要望が盛り上がっていけば、それは町長にぶつける。それはほかの議員は一生懸命やられた。そして、結果的にはやっぱり数の多いところから順番に政策展開をしてきて、そして次は西住をやると申し上げておりますので、ここに予算というのも当然絡みますので、政策としても私は一貫しているというふうに考えております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、許します。

9番（佐藤輝雄君） ここで15年に引っかけられているわけですが、15年に「一層の充実を図ってまいります」ということであれば、急遽、西住を22年にやりますという話は初めて出てき

たわけです。当然、15年に出てきた場合には15年の段階でこういう方向づけをとりますと、具現化をする場合にはこういうふうにやりますという話があってしかるべきだと思うんですが、どうでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 小学校単位に学童保育は実施すると。その順番までは多分その当時はお示ししませんでしたけれども、全体としてとにかく小学校単位に整備するというお話をさせていただいたものですから。それは一気に、お金があれば同時ということも考えられますでしょうけれども、ほかの政策との兼ね合いもございます。ですから、計画を立てて順番に、2年か3年でやってきたので、西住はこれから22年にやりますと答えしているのです。そこはお待ちいただくほかないのかなというふうに思います。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、許します。

9番（佐藤輝雄君） 何でもなんですが、順番にやるんじゃなくて、お金があっただれでもできると。政策じゃないんです、お金があっただれならば。それが現実には、その段階の前に、15年に出たときに、こういう……、このときには、16年、17年が借金のピークだと、こういう話までしているんです。ですから、そういうふうなときに、順番はこういうふうに行きますと、こういうふうな一つの方向づけを示すのが政策じゃないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 順番は決められればよかったんでしょうけれども、そのときには小学校単位でやるという方向性だけ決めさせていただきました。これからも10年間でやる仕事について皆さんにお示ししますときも、なかなか今時点で順番をきちっとできるような財政状況でございませんので、それについてはやっぱりその時点で議会の皆様方と、どういう順番できちっと数値目標を掲げてやれるかどうか、これは議論させていただきたい、今後議論させていただきたいというふうに思います。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、許します。

9番（佐藤輝雄君） 財源がないということなんですが、どの程度の財源で西住の場合にはできるというふうに考えているのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） これまでの児童クラブの運営につきましては、大体1児童クラブ200万円ぐらいの経費で運営しております。また、歳入につきましては、約150万円ぐら

いを予定しております。以上です。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、許します。

9番（佐藤輝雄君） 普通の場合であれば、このくらいの金額であれば、おしなべてまず、政策ですよ、私言うのは、政策の場合を見た場合には、延長保育が要望があったにしても、まず柴田町の子供たちを平均に見て、平等に見て、それをやって、その後に延長保育というのが普通じゃないのかなと私は思うんですが、どうでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 延長保育も同時に私はやらなければならないというふうに思っております。ですから、そのときにはやっぱり地元の必要性に対する熱意というものが当然出てくるというふうに思っております。全部公平性にとということであれば、まだまだ柴田町ではおこなわれている道路問題ございます。これは公平性にできていないわけです。ですから、政策としてはやっぱり、基本的に必要性をわかっている、地元の熱意とか行動、それから議会での発言状況、それから予算、それから国の補助金等を勘案して、そこで優先順位を決めて、そして議会に提案して議決をもらっていくのが私は普通のやり方ではないかなというふうに思っております。そのときにも、延長保育につきましても、ちょっと年数は忘れちゃけれども、15年当時から学童保育の延長というのは何回もこの議会で取り上げられてきたというふうに思っております。そして実際に自分たちの必要性を訴えると、こういう行動の方にやっぱり政策としては優先順位をつけなければならない、同じ必要性であればですね。という意味で議会にお出しして、ご了解をいただいたというふうに考えております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、許します。

9番（佐藤輝雄君） そこで、町長とはっきり違いがわかってくるんです。私は、柴田町の子供であれば、まず平等に見た中で、その中で町長が言っているやつは正しいと、こういうことであればわかります。やはり柴田町の子供は、こちらに2人がいる、こちらに1人がいる、しかし2人の方が親が強く言っているからそれになびくとか。熱意とはちょっと違うと思うんです。その中で違うという……、結果として、今ちょっと思ったんですが、町長は熱意とかそういうことを言っていますが、政策というのは本当に平等に見るんです。公平、安全とか平等とか、何回も出ているわけです。ところが初めて今出てきたように、いや、あっちは熱意があるんだ。あっちは本気になって頑張っている。そのあらわれとして、逆にひっくり返した見た場合に、去年の3月の第1回定例会のときのこの議場でありました3%カット、町長の支持者がわっと集まって、こうやれ、ああやれというその熱意のあらわれというのは

そういう形じゃないと思うんです。政治というのは、まず平等でなければならないというのが私の考え方なんです。ですから、何かを通すときには、熱意とか、みんなの力を頼むとか、それは政治とはちょっと違うんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 最終的に平等を……、平等というのはどういうのを平等というかわかりませんが、本来であれば一斉に学童保育を同時にやる、これが本当の平等というふうになるんだろうと思いますけれども、実際の政治におきましては、やっぱり最終的に予算というものがございます。そして、個別の利益があって、それを調整していくのが議員の務めでありまして、議会の存在意義はそこだと思うんです。やっぱり最終的には優先順位をつけなければならない。時間的なずれはありますけれども、最終的に平等ということで、西住につくらないというのであれば、これは平等性に欠けると言われても仕方ないんですけれども、今までのように2年、3年で順繰りにこういうふうにしてつくって来て、これからは西住につくりますと、なるべく早く平等性を確保するためにつくりますということでございますので、それは現実的な政治の流れの中にあるのではないかなというふうに思っております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、許します。

9番（佐藤輝雄君） 順次、自然的にやってきた状態で、政策というのはある程度こういう方向でいきますよと。何もつくってほしくないと言っているんじゃないですよ。22年につくれればそれでいいんです。それは普通の場合はだれでもできるかもしれませんが、22年に変えると言っているわけですから、財政再建においても。だから、そういうやつじゃなくて、その前の段階で、一つの具現化するためにはこういう順番でいきます、その場合に西住の場合にはこの段階に入りますからという話であれば、保護者の方も、それなりにあるんです。ここにも14年のアンケートにもあるように、明確に待ってられないと言っている親もいるわけです。それは町長も見ているわけです。さらに、ことのように子供が西住小学校に児童クラブがないから大河原に転居する。そういうふうな一つの力とか、あとみんなの熱意とかでそっちの方になびくというやり方と、子供は平等に面倒見ていくんだ、その中で親御さんがもうちょっと待ってくれと、そういうふうな話が政策でないのかなと。きちっとその辺を一回しておかないと次に進みませんので、その辺、お願いします。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 今、西住小学校で新しくアンケート調査をしたときには、前回した学童保育への希望が率が多分下がっていたというふうに思いますので。というのは、保育料を導

入したという別な要素が入ったからではないかなというふうに思います。ですから、当時、当時によりまして学童保育に預けるお母様方の対象者も変わりますので、その要望等も新たに考えながら政策として優先順位を当然つけていかなければならない。やらないというわけではなくて。その優先順位を今度は……。本来であればはっきり示せばいいんですが、何せ財政状況は柴田町だけで決められない状態であります。国からの地方交付税が極端に減らされるという状況もありますので、なかなかきちんと何年までやるというのが、本来であればマニフェストのように数値目標、財源等を示せばいいんですが、現実にはなかなかそこまでいっていないのが小自治体の財政ではないかなというふうに考えております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、許します。

9番（佐藤輝雄君） でも、一つはマニフェストの中に22年というのは入ってこないんですか、時間的には。町長の選挙からすれば、4年間の中に入ってきてませんか、22年の。ずれない、入っていないかい。ふうん。大体入っているような気もするんですが。

それから、もう一つは、今度の場合のアンケート、親からちょっと電話が来たのが、児童クラブという意味がちょっとわからないという話もあったんです。それはアンケートの仕方もいろいろあるんですが。ですから、一概に低い高いの問題じゃなくて、基本的にはやっぱり平等性で子供は見るべきが正しいのであって、それを、財政もあるでしょうが、財政が厳しいとかそういうものでなくて、子供については……。そうすると15年に言ったのが、ただの言葉だけの話になってくるわけです。町長が言ったように、ここでアンケートに対する保護者に対するやつで、私が聞いた中でですよ、その中では、もう一度言いますが、「小学校低学年のかぎっ子児童対策としては、放課後児童対策事業による児童クラブの一層の充実を図ってまいります」と。素直な父兄はそのまま聞いているかもしれませんしね。さらに、そのほかには皆さんの力で、議場にみんなわっと押し寄せて力を見せるか熱意を見せるかわかりませんが、そういう手もあるのかなということで、町長の熱意の受け取り方と私は子供に対する平等性というものからすれば、片方が児童クラブもなくして転居しなければならないときに片方は延長保育をやって、それで首長としていいのかなという点は問題であるんだなというふうに私は思います。

それでは22年に早目に父兄とか地域にも相談しながら、そういうやつを着々と進めていってほしい。初めて「22年に西住児童クラブ」の話が出ましたので、次に移りたいと思います。

2番目の冠水する通学路対策ですが、この中で町長、先ほど話されたのは鷺沼排水、これはわかります。鷺沼排水については、担当課が地域に出てきて地域の人たちとも話し合ってい

ます。来年は大河原の各担当者も一緒に来るとは思います。私が言っているのは、鷺沼排水じゃないんです、ここは。あくまでも学校の前の地盤沈下なんです。この地盤沈下に対して唯一西住だけが臨時休校したわけです。これに対して町長は早目に何とかしますということをまちづくり町民懇談会でお話をされたので、これについては先ほどと同じように熱意があるとか熱意がないとかじゃなくて、わかりやすく、こういうふうに、どこの部署でどういうふうにして大体いつころまでやると。地域だって町が金ないというのをわかっていますから、だから必ず約束事、このとおりやれとは言いませんから、ただそこまでの目安があって、それでも延びる、特に下水道関係の場合は往々にして出ます、土の中はわかりませんから、それでおくれたからと文句つけている人はいないし。そういう意味で、もうちょっと詳しくお願いいたします。

議長（伊藤一男君） ただいまから休憩いたします。

2時20分から再開いたします。

午後2時07分 休 憩

---

午後2時21分 再 開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

佐藤輝雄君の質問に対し答弁を求めます。

都市建設課長。

都市建設課長（佐藤輝夫君） まず、最初にご理解いただきたい件があるんですが、一つは、鷺沼排水路が現実的には主要の排水路という位置づけになってございますので、上流側をきれいに排水するためには抜本的にはやはり鷺沼の改修等々を検討しないとまずいだろうというふうに思います。

道路関係の冠水対策なんですが、現時点で対応できるものということで、経費を余りかけない方法といいますと、単なるかさ上げする方法がございます。ただし、かさ上げした場合、現時点で引き込み沈下といいますか、加重をかければ下がりますので隣接する民間の家屋等が傾斜したり、そのような心配もございます。それらを実際地質調査等々をしながら沈下の状況を分析していかないと、単にかさ上げだけでいいのか、それについてはちょっと時間をいただきながら解析しないとまずいだろうというふうに思います。

ただし、つい最近なんですが、町長と西住の地域を回らせていただきました。大住地区です。

冠水している部分のエリアを見させてもらったんですが、確かに分断される位置といたしますと、先ほどご質問のあったとおり、学校前、西住小の前、それからプールから入り込む側から幹線にぶつかるエリアです。それと、公民館、前の公民館なんですが、昔のままの店のエリア、あの一帯。並びに、工業団地から西住の方に入ってくる保科さんのところの部分が常に冠水している状況です。

今お話し申し上げたのは、単に盛り土だけで簡単にできる方法ということ、暫定ではございますが、つい最近、工業団地内に2戸ほど住宅が建ったかと思うんですが、その部分の山沿いに暫定的な盛り土をかけまして、それを利用する方法はないだろうかということで町長とその辺については検討させてくださいという話をしております。

また、工業団地側から西住の方におりてくる昭和電線側の幹線のところで、設備屋さんの前についても、7月の大雨時には50～60センチ冠水してございました。その部分につきましては、根足が岩盤の方に近いだろうということも想定しながら、片側通行できるようなかさ上げが検討できないかということで、それについても状況といたしますか、現在の沈下の状況等々をこちらで調査させてもらいながら、判断面でも通過できるような対策は検討すべきということで、今調査中ということでございます。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、許します。

9番（佐藤輝雄君） 結果としては通ればいいんです。今は完全に分断していますので。ですから、子供たちが自分の家にも帰れなくなる、前には、雨が上がって冠水して帰れない、親の方も渡れない、そういうふうな状況なので、何らかの形で。ですから、前に西住のお祭りがあったときのやぐらのパイプがあったんですが、そのパイプ、幅大体1間ぐらいなんです。それをやって通路になるんじゃないかという話も出たぐらいなので。要は通れるということが基本なんです。それをまず急ぐということなんです。ですから、そういうものであれば。

さらに、一番大変なのは、きのうも防災のことで出ていましたが、あの辺は下が野土になっているために、地震が来た場合には、かなりの部面で水が上に上がってくる液状化現象が出る可能性もあるのではないかというふうな心配もしているんです。それだけにやっぱり急いでできるやつ、それがいつまでできるんだと。先ほどの話じゃないですが、いまに金あったらやれるだろうということじゃなくて、いつやりますと、こういう形で。その辺を約束するとか見える形にしてほしいんです、具体的に。

議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐藤輝夫君） 先ほど申し上げた今現在調査中という箇所については、できる限り早目にとということで、当然予算等の兼ね合いもございますが、分断されるような状況は20年くらい続いてございますので、それらについては何とか学校に行ける方法並びに片側でも通行できるような形で早急に対応してまいりたいというふうには考えております。

一番いい方法といたしますか、一番お金はかかるんですが地盤の改良をしてやれば引き込み沈下等もないような工法はあるんですが、それを概算で出しますと約1億円くらいかかると。西住小の前だけで。そういうふうに、概算の概算でございますが、地盤自体がやわいというご発言のとおり、下から地盤改良をしながら現状の地盤の中で抑えてしまおうと。上に盛ってもその分が下がらない工法をやると、その程度のお金が必要だということです。

ですから、今回早急にやらせていただきたいというのは、回り込みの道をできれば昭和電線さん側の幹線道路の片側だけでも通過できるような、冠水はするものの車とか人が通過ことができるような対策は早急にやっていきたいというふうに考えております。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、許します。

9番（佐藤輝雄君） ただ、課長と私の認識が一緒かどうかわからないんですが、2カ所になるんです。公民館の一角、あの一角はどこからも出入りできない。小学校を背負っていますから。それから、3軒、新しくできたところ、あそこは完全に分断されます。ですから、金を安く上げるようなやつでも2カ所とにかく通路をつくっていただければ、それはそれでよろしいんです。その辺、どうでしょうか。

議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐藤輝夫君） 今申し上げたのは新しい工業団地から入ってくるころなんですが、山沿いに現道を町道認定している路線がございますので、その部分を舗装でもっていきますと再度沈下等々もございまして費用もかかるものですから、できれば上に盛った状態の道路を構築していけば、沈下した際については補充する程度で間に合うだろうという考えから、その山手側の町道認定した路線のかさ上げを考えているということです。

もう1カ所につきましては、工業団地の方から入ってきます幹線道路です。そこもちょうど西住小に入ってくる丁字路にはなっているんですが、その部分の幹線部分のみの片側を通行できるような工夫をして、それにちょっと舗装で上げていきたいというふうに考えております。

議員おっしゃるように、西住小とか、あと公民館の裏等については、今現在の対応策としてはなかなか難しいということです。先ほど提案のありましたちょっとやぐらを組むような、



簡単な橋げたをかけるとかですね、それらについてもちょっと検討はしてみたんですが、延長が結構長いということもございまして、もしかぶった場合について重車両が入っていいのかどうか等々の問題もございます。それについても当然、設置するためにはそれなりの資材、機材を事前に準備しながら組み立てておいて保管しておかなければならないだろうと考えておりますので、暫定的に通れるような工夫についても再度ちょっと検討させてください。土のうを置いて、その上に板を敷いて、そこを歩けるようにしたらいいのか、それとも橋げたのように簡単にやぐらを組んで通せるような工夫ができるのかどうか、それはちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、許します。

9番（佐藤輝雄君） それについては、本当に目先の見える話で伺っていてよろしいのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐藤輝夫君） 町長も懇談会の席でそのような発言をしております。ですから、孤立させるような状況にはできないだろうから、その地域について回り込みができるような方法を検討しなさいという指示がございましたので、今回については山手側の道路と昭和電線側の幹線道路の片側の通行が可能なような方法、対策を考えていきたいということです。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、許します。

9番（佐藤輝雄君） 町長、お金がないんですが、何としても小学校前でありますので、その辺はよろしく願いたいと思います。

それから、ウォーキングのことですが、これも財政再建の中で出てきたんです。先ほど町長が言ったように中学校区対応だというならば、そのときにきちんと言えればいいと思うんです。ところが、一応そのときには受けているわけです、一応考えましようということで。そのところだと思うんです。やはり、できるものはできる、できないものはできなければいいんです。でも、やりましよう、考えましようと言った限りにおいては、いつ、どこで、だれがどうやるんだと。このことについて町長、お答えをお願いします。

議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（笠松洋二君） それでは、佐藤輝雄議員のご質問にお答え申し上げます。

ただいまのご質問にありましたように、18年10月12日の町民懇談会におきましてのご要望に対しまして、この方針につきましてきっちりとご説明させていただければよろしかったのだ

というふうに私も思います。ただ、この懇談会には、大変申しわけなかったんですけども、担当であります生涯学習課の方としまして出席させていただいておりませんでしたので、今後なおこのようなご質問がありましたら町として方針を明確にご説明させていただきたいなというふうに思っているところです。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、許します。

9番（佐藤輝雄君） 財政再建のときだったですね、この話は。その中で、町長もいる前で話が出て、そしてこの議場に來たらば、現実にはいやこれは中学校区対応だと言われれば、聞いた人は、町長もいるし、みんないた中で話しているんですから、そのことについてはやっぱりきちとしたお話をしなければならぬと思うので。私も答える義務がありますし、私自身も納得いたしかねる面もありますので、その辺を町長の方からお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） なかなか住民懇談会でばちっと……、判断しますと、住民懇談会でせっかく提案した方に申しわけないので一応「検討します」という発言をさせていただいたように思いますが、実際に今回の初めての答弁書で、船岡中学校、槻木、船迫と3コースだったというのは大変申しわけなかったんですが、後日、その方針を知ってしまったという面もございまして、その方には大変申しわけなかったと今思っているところでございます。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、許します。

9番（佐藤輝雄君） でも、このことについてはある程度考え方はあるんです。というのは、結構うちの方でもウォーキングをしている人がいるんです。館山を1周するとか、館山に登るとか。ですからある程度、生涯学習課の方に振るつもりはないんですが、そういう人たちをある程度区長さんをお願いして集まってもらって、どういう方法かないのかということになれば、町としては動いているし、一応相談もなるというふうになると思うんです。それも協働だと思えます。館山の上で大体6時半になると「ヤッホー」と言っている人がいるくらいですから。それはどこの町の人かわかりませんが。多分、近所だと思えます。ですから、そういう人たちに集まっていただいて。町長の方では中学校区だけになっていると言いますが、それについては動いて、皆さんの意見を聞きたいという形にさせていただくのはどうか、お伺いいたします。

議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（笠松洋二君） ただいまのご質問でございますが、そのようなことで区長さんの方にもお話ししまして、対応させていただきたいと思えます。

また、ことしの4月には、そういう意味でもしばた桜ウォーキングということで町の皆さんに呼びかけまして、4月15日に、日曜日なんですけれども、全町民、皆さんを集めてのそういう大会も開いているということで、ここでご報告させていただきたいと思います。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、許します。

9番（佐藤輝雄君） これは局長に聞くんですが、前回のときに町長から、ブラックホールという一般質問をした中で、広域行政はブラックホールじゃないかとお話ししたんですが、そのときに町長から、じゃあそういうふうにブラックホールと言えるゆえんのものを出してくれと。こういうことで、前回「出しましょう」という話で受けたんですが、一般質問にきちんと書いていないものについてはカットするのかどうかだけお伺いします。

議長（伊藤一男君） 暫時休憩します。

午後2時36分 休憩

---

午後2時38分 再開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

佐藤輝雄君、許します。

9番（佐藤輝雄君） 前回、ブラックホールというふうで、町長から、クリーンセンターのことを含めて話しあって、じゃあその資料を出してくれと。そういうことで、そういう約束あれば、この一般質問に出さなくてもできるのかどうかということの頭の中で局長に宿題を投げかけたんですが、そのための一応資料は持ってきたので、どうですかと聞いて、一応だめだという話になりましたので、次回に、今度の第1回定例会の方に回したいと思います。

それから、もう一度聞きたいんですが、教育長にお伺いいたします。22年度に西住の児童クラブが出ると町長から話があったんですが、今までも西住の場合には大河原小学校とかなり近くなので大河原小学校から西住小学校に入ってきたいと、前の教育長にも話しましたが、入ってきたいということもあったんです。それくらい近いわけです。町長も一緒に私と選挙で歩いて、これでは合併するのは当たり前だなあという感じを……、今どういうお考えかわかりませんが、その当時はしていたわけですが、そういうふうに前と後ろ、西住小学校と大河原小学校と遊ばないんです。これはおかしなもので。そういうふうな地域について、子供たちの教育について、考え方があればお伺いしたいと思います。

今、児童クラブがあります。その児童クラブもお互いの中で行き来できないものかどうかと

ということなんです。近いところに行けないかどうか。今は保育所なんかも、あいていれば入れます。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） そういったことについては、検討といいますか調べてみたことはないんですが、やっぱり行政区というよりは町の境目のところがありますので、これについては、例えば西住小学校の子供たちが卒業しますと大河原中学校の方に、そうすると向こうの方からは応分の負担をとかそういう話になってまいりますので、今はこちらとしては、例えば角田市との問題もありますので、この間も私、角田の教育委員会に行って、あの件についていろいろ申し入れをしております。多分そういうことが児童クラブについても発生するのかなというふうには感じております。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、許します。

9番（佐藤輝雄君） 西住の場合には、児童クラブもさることながら少年野球は西住小学校の子供たちと一つになれなくて、西原という地域と一緒にあって少年野球をやっているんです。そういう状態になっているんです、今。ですから、そういうことも踏まえてある程度西住をとらえていただかないと、完全に柴田町の範囲で子供たちが動いているわけではありませんので、その辺もある程度踏まえて考えていただければというふうに思います。

持ってきた資料は次回に回すことにして、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（伊藤一男君） 先ほど児童館の件について発言の訂正がありました。子ども家庭課長、許します。

子ども家庭課長（小池洋一君） 発言の訂正をさせていただきたいと思います。

東船岡小学校区の地域子ども教室「あそぼ」事業につきまして、「平成16年度から3年間」と答弁いたしました。が、「平成17年度から2年間」の誤りでございました。訂正しておわびいたします。

議長（伊藤一男君） これにて9番佐藤輝雄君の一般質問を終結いたします。

以上で一般質問の通告に基づく予定された質問は、すべて終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。日程第3、議案第1号、監査委員の選任については、人事案件でありますので、全員協議会にお諮りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 異義なしと認めます。

これより直ちに委員会室において全員協議会を開催いたしますので、ご参集お願いいたします。

それでは、ただいまから休憩いたします。

なお、全員協議会終了後、再開いたします。

午後2時43分 休 憩

---

午後3時02分 再 開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

---

### 日程第3 議案第1号 監査委員の選任について

議長（伊藤一男君） 日程第3、議案第1号、監査委員の選任についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第1号、監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

町の代表監査委員であります齋藤勝郎氏は、平成18年1月1日から現在に至るまで、町民のために柴田町の行財政全般について公正・忠実な立場から監査を執行していただいております。

このたび、平成19年12月31日をもって監査委員を辞職する旨の届け出が提出され、受理いたしました。つきましては、齋藤氏の後任として中山政喜氏を選任いたしたく、ご提案申し上げる次第でございます。

中山氏は、大字船岡字八入1番地42にお住まいの方で、昭和17年7月13日生まれの65歳でございます。昭和36年に建設省東北地方建設局新庄工事事務所に入所され、福島工事事務所建設専門官、北上川下流工事事務所副所長、釜房ダム管理所長などを歴任し、平成10年3月に建設省を退官されました。その後、社団法人阿武隈川環境整備公社に入社し、事務局長に就任、平成12年7月に退職され、平成12年11月に株式会社青木建設に入社、平成19年5月に株式会社東京ソイルリサーチに入社され、現在に至っております。また、平成18年6月からは町の選挙管理委員でございます。

そこで、今回、人格が高潔で、財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた

識見を有すると認められる中山政喜氏を町の監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を賜りますようご提案申し上げます。任期は選任の日から4年になります。何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第1号、監査委員の選任についての採決を行います。

本案はこれを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

---

#### 日程第4 議案第2号 柴田町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

議長（伊藤一男君） 日程第4、議案第2号、柴田町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第2号、柴田町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

平成18年度に策定した財政再建プランの一つとして勤労青少年ホームの廃止が決定されております。平成20年3月をもって勤労青少年ホームを廃止するため、本条例を廃止し、あわせて関連する柴田町社会教育委員に関する条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長（笠松洋二君） それでは、議案第2号、柴田町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

初めに、廃止する理由について申し上げます。

ただいま町長の提案理由にございましたとおり、柴田町議会財政再建調査特別委員会のご意見を調整のもと平成18年度に策定されました財政再建プランに基づきまして、柴田町勤労青少年ホームの廃止を提案するものでございます。

勤労青少年ホームは、勤労青少年福祉法に基づく施設といたしまして昭和48年5月に開館いたしましたして、以来、勤労青少年の学習やレクリエーション、クラブ活動の場として利用されてまいりましたが、勤労青少年を取り巻く社会情勢や勤労青少年の意識とニーズの変化により、利用者は開館6年目の昭和53年に1万2,741人の利用者のピークを記録いたしましたが、その後は減少傾向をたどり、平成17年度におきましては2,098人とピーク時の6分の1の利用者実績となっております。このような利用実態の変化等に伴いまして、平成18年度に策定されました財政再建プランの中で、建設時に受けました県補助金の返還も踏まえまして、平成19年度末で柴田町勤労青少年ホームの廃止を決定されているところでございます。

この財政再建プランに沿いました廃止方針につきましての関係者へのご説明につきましては、これまでも平成18年第4回定例会におきまして柴田町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の議決をいただきまして、廃止といたしました勤労青少年ホーム運営委員会並びに利用者の皆様にご説明を申し上げ、ご理解をいただいております。

なお、本議案の提案に当たりましては、社会教育委員、社会教育委員会のそれぞれの会議におきましてご説明を申し上げ、ご審議をいただき、ご承認をいただいております。

それでは、条例案の内容につきましてご説明申し上げます。

柴田町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例。

柴田町勤労青少年ホーム条例は廃止する。

附則でございます。

第1項、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

第2項は、柴田町勤労青少年ホーム条例の廃止に伴い、関連いたします柴田町社会教育委員に関する条例の第6条に規定いたします委員の職務から「勤労青少年ホーム」を削除する改正を行うものでございます。

以上で議案第2号につきましての補足説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。9番佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） 関連でお伺いいたします。

今建物に入っている「けやき」についてはどうなるのか。

それからあと、建物の管理、雨漏りなんかも知っているはずなんですが、その辺の今後の使い方、補修とかも含めて、その辺、わかる範囲でいいですから、お願いいたします。

議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（笠松洋二君） ただいまのご質問についてお答え申し上げます。

まず、1点目のけやき教室についてということでございます。それにつきましては、けやき教室を構成しております団体等にお諮りいたしまして、あの施設を継続してご利用させていただきたいという方向で要望があります。そういう形で進めていくという方向で今検討されているところでございます。

あと、2点目のその後の施設の取り扱いということ、修繕とか含めまして。これは、ホームとしては廃止いたしますので、施設といたしましては町の普通財産ということになりますので、その管理につきましては町で行うことになるんですけども、けやき教室で使う費用の負担とか、あと施設の修繕につきましても、けやき教室をご利用される構成団体の中での負担ということで今ご協議をさせていただいているところでございます。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 9番佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） 前からこの話はあったんですが、今ある観光の売店、ありますね、館山の、ホームの前のところに、とにかくあれはひどいと。館山の花見のときにはバラックでひどいと。もうあれは撤収して、見晴らしのいいところにして、そしてホームの方をちょっとリフォームして、そちらの方に売店を持っていったらいかがなものかと。商工関係になるんですが、その辺、考え方あるのかどうかだけお伺いいたしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） ホームの廃止に当たりましては、先ほど生涯学習課長が言いましたように、ホームが廃止になるということで庁舎内の関係課長、副町長を筆頭にしまして調整会議を2回ほど開催しております。その中で、今佐藤議員がおっしゃったように、観光協会の売店なんかには利用できないかということとか、それからまちづくり推進課で今考えております地域づくりの支援センター、そういうものに対応できないかということで、種々検討したわけですが、まだ今のところ利用については決定していないということでございます。

大きな問題としましては、あそこも昭和48年建築ということで耐震診断もやっていないとい



う建物でございます。それから、雨漏り等も若干するということがありまして、町としまして建物を有効に利用・活用するのが果たして妥当なのかということと維持管理、そういうことを踏まえていきますと、確かにもったいないという点もあるんですけれども、いろいろ検討しているところですが、今後はけやき教室が存続する限りは関係市町にご負担をいただいて維持していただくということで、どうしても維持補修なりそういう点で構成市町がこれ以上負担できないということであれば、いずれは廃止したいというのが今のところの考え方でございます。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号、柴田町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第3号 柴田町体育施設条例の一部を改正する条例

議長（伊藤一男君） 日程第5、議案第3号、柴田町体育施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第3号、柴田町体育施設条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

平成19年第2回定例会において議決いただきました平成19年度柴田町生涯教育総合運動場テニスコート整備工事は、平成19年8月7日に請負契約を締結して工事を着工し、議員及び地域住民のご理解とご協力により12月28日の完成に向けて現在まで順調に進んでおります。

このテニスコートの完成に伴い供用を開始するに当たり、テニスコートの名称を「柴田町入間田テニスコート」とし体育施設として追加することについて、柴田町体育施設条例の一部

を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長（笠松洋二君） それでは、議案第3号、柴田町体育施設条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

初めに、改正する内容について申し上げます。

ただいま町長の提案理由にございましたとおり、柴田町生涯教育総合運動場テニスコート整備工事の完成に伴う供用開始に向けて、名称並びに位置と新たな体育施設の追加と文言の整理について同条例の一部を改正する条例を提案するものでございます。

新たに追加する施設は、財団法人日本宝くじ協会から平成19年度各種施設助成事業として採択され、本年第2回定例会におきまして補正予算の議決をいただき、施工いたしております。

施設の概要は、テニスコート2面と練習用の1面となります。

なお、本議案の提案に当たりましては、スポーツ振興審議会、社会教育委員、そして教育委員会のそれぞれの会議においてご説明申し上げまして、ご審議の上、ご承認をいただいております。

それでは、条例案の内容についてご説明申し上げます。

柴田町体育施設条例の一部を改正する条例。

柴田町体育施設条例の一部を次のように改正する。

議案書中、改正箇所は棒線を引きまして、太文字ゴシック体で表記しております。

改正後の方でご説明申し上げます。

第2条第2項は、体育施設の名称及び位置の規定でございますが、新たな体育施設の名称は「柴田町入間田テニスコート」としまして、位置を「柴田町大字入間田字蛇檀1番地1」といたしまして、追加いたします。

今回新たな体育施設を追加するに当たり地番等を確認いたしましたところ、柴田町生涯教育総合運動場の位置としておりました「柴田町大字入間田字五輪50番地」は同運動場敷地の北側のり面に位置することから、運動場の中心部分を占めることとなります「柴田町大字入間田字蛇檀1番地1」へ改正することと、柴田町館山テニスコートの位置の表示が、正式な「柴田町大字船岡字館山19番地23」に改めるものでございます。

続きまして、使用料を定める別表でございます。

議案書の6ページをお開きください。

別表第3は、テニスコートの使用料規定でございます。

新たに「柴田町入間田テニスコート」を追加いたしまして、あわせて使用料の額を「1面1時間当たり」といたします。

また、夜間照明は柴田町館山テニスコートだけの設備でございますので、それぞれを明確にする改正を行うものでございます。

附則、この条例は平成20年4月1日から施行する。

以上で議案第3号につきましの補足説明といたします。よろしくご審議お願い申し上げます。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。9番佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） 2点ほどお伺いいたします。

一つは、生涯教育総合運動場ということですのですべてを網羅している中から抽出されて入間田テニスコートと改めてつくる必要があるのかどうか。つまり、大きな総合運動場であれば、もうその中にすべて入っているのではないか。わざわざ改めるものないんじゃないのかというのが一つ、聞きたいところは。

それから、もう一つは、「ごりん」と最初読んでいたんですが「ごわ」なんですね、五輪50番。それがなんか、白石の子捨川という名前がちょっとなじまないという話もありましたりして、ここに来ると「蛇壇」となってくると、ちょっと。テニスコートに行くのに夢と地名がちょっと、この辺どうなんでしょうか。私は、子捨川に引っかかっているわけじゃないんですが……、子捨橋、ああそうですか、済みません。そういうものもあるので、その辺、どうなんだろうかね、お伺いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（笠松洋二君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

1点目の、改めて入間田テニスコートという表記が必要なのかというご質問かと思えます。これにつきましては、現在では柴田町生涯教育総合運動場につきましては料金の設定がございません。つまり無料での開放ということにしております。入間田テニスコートにつきましては料金の設定というのが発生いたしますので、改めてここに載せているということでございます。

2点目の地名の名称でございますが、字名が蛇檀ということでのご質問ですが、生涯教育総合運動場の敷地内で表記される地名につきましては、この中心部分を占めますのが蛇檀1番1になります。これに隣接するのが人間田字荒屋敷というふうになります。でございますので、いろいろなご意見はあるかと思うんですけれども、今回は、先ほどご説明させていただきましたような理由から、こちらに改正をさせていただくということでよろしく願い申し上げます。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、反対の方の発言を許します。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 10番我妻です。

ただいまの体育施設の地番に関しての名称ですけれども、槻木に七檀があるという話は私も伺っております。歴史的に非常に槻木では有名な地名になっております。しかし、ここは総合運動場です。そしてまたテニスコートです。ここに蛇檀、蛇がいっぱいいるようなイメージを連想させる、そのような地名です。白石に子捨橋と、そういう橋がありました。あれは白石で非常にイメージが悪い、そういうことで改名しております。これをわざわざ五輪という地名をわざわざ蛇檀にする理由はないんじゃないかなと。例えば、利用者が蛇のいるところに行ってやりたくないな、はだしになって運動したくないなと、そういうふうなイメージがあるんじゃないでしょうか。私はこの地名に反対です。以上で、同僚議員のご支持をお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。17番杉本五郎君。

17番（杉本五郎君） 17番杉本五郎です。

蛇という言葉、大変嫌だなという話なんです、これは好き嫌いの問題じゃないかなと私は思うんです。昔から蛇は屋敷を守るということで、守り本尊にしたり、あるいは神棚に飾って福を呼ぶものだということをやっているところもあるんです。ですから、これは筋違いの問題、蛇嫌いだという人はあるかもしれませんが、家に飾って家の守り本尊にしているところもあるということからすれば、これは個人的な、筋違いの問題じゃないかなと、こんなふうに思います。私は別に蛇という言葉にこだわる必要はないんじゃないかと。昔からここは地名として蛇檀としてあったとすれば、これは蛇檀としてつけた名前にもやっぱりその土

地の歴史があるんじゃないかと、こんなふうに思います。土地の人たちの歴史を尊重しながら、蛇壇でよろしいと、こう思いますので、ご賛成をお願いしたいと、こう思います。

議長（伊藤一男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号、柴田町体育施設条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第4号 柴田町都市公園条例の一部を改正する条例

議長（伊藤一男君） 日程第6、議案第4号、柴田町都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第4号、柴田町都市公園条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

葛岡山公園のテニスコートにつきましては、従来、都市公園の有料公園施設として都市建設課で管理してまいりましたが、葛岡山公園テニスコートの管理を教育委員会に事務委任し、今回完成する柴田町入間田テニスコート、既設の柴田町館山テニスコートそして岡山公園テニスコートとあわせて、将来テニスコート3施設の管理の一元化を図るものでございます。

葛岡山公園テニスコートの管理を教育委員会に事務委任するに当たり、管理上必要な改正を行うことについて、柴田町都市公園条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（佐藤輝夫君） では、議案第4号、柴田町都市公園条例の一部を改正する条例の詳細説明をいたします。

今回の改正につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げたとおり、テニスコートの一元管理を行うための改正であります。

7ページをお開きください。

目次、第4章雑則、第5章罰則につきましては、第14条の追加による条ずれでございます。

第14条でございますが、柴田町体育施設条例と整合性を図るために、使用料の返還規定、公園の方ではなかったんですが、今回新たに設けるということで追加ということでございます。

次に、第16条でございます。8ページでございます。

改正前は「第3条から第14条」ということの範囲を示してございますが、今回、「前条」までの範囲と文言を改正するものでございます。

以下、第19条までは条ずれでございます。

備考の改正前2号では、使用者が規定されておりましたが、柴田町体育施設条例と合わせるために、今回削除するものでございます。

附則、この条例は平成20年4月1日から施行する。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号、柴田町都市公園条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第5号 柴田町営住宅条例の一部を改正する条例

議長（伊藤一男君） 日程第7、議案第5号、柴田町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第5号、柴田町営住宅条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

平成19年4月20日に東京都町田市の都営住宅において暴力団員による立てこもり発砲事件が

発生したことを受け、国土交通省が全国の公営住宅における暴力団員の不法行為等について調査を行ったところ、家賃滞納、不法占用、傷害事件などさまざまな問題が発生している実態が判明いたしました。このような状況を踏まえて、国土交通省住宅局と警察庁が合同会議を開催し、公営住宅の入居制限に関するガイドラインを平成19年6月1日付で都道府県知事と都道府県警察本部長に示しました。

その内容は、暴力団員の新規入居申し込みについては、入居収入基準額を把握することは困難なことから入居決定をしないこと、また既存入居者については、暴力団員であることが判明した場合には近傍同種家賃、つまり民間並みの家賃で貸すこととして自主的退去を促進し、不法行為等を行った場合には明渡し請求及び損害賠償請求を行うこととしたものです。

このガイドラインに基づき、宮城県と仙台市、石巻市、色麻町は、9月定例会で条例改正を行いました。さらに、平成19年10月23日には宮城県の全市町村と宮城県警察本部が参加する宮城県行政対象暴力対策協議会が設立されたところでございます。

つきましては、全県一丸となって暴力団員を公営住宅から排除するため、柴田町営住宅条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（佐藤輝夫君） では、議案第5号、柴田町営住宅条例の一部を改正する条例の詳細説明をいたします。

今回の改正につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げたとおり、暴力団の不法行為等による問題を排除するために公営住宅の入居制限規定を設けたことによります。このことにより、町営住宅条例の一部を改正するものでございます。

11ページをお開き願いたいと思います。

目次の方ですが、第7章、雑則でございます。54条から59条ということで、条ずれが起きていますが、これについては56条、57条が追加されたことによるものでございます。

次に、第6条関係でございますが、1項1号に暴力団員及び暴力団員と同居し婚姻関係にある者の入居制限を規定したものでございます。

次に、12ページでございます。

第11条、同居の承認関係でございますが、第6条の改正条文により規定したため、同条の下の方のものと条例でございますが、括弧書き部分については入居資格の方に今回加えたた

めに、11条分については削除するというところでございます。

同条第3項は、同居する者が暴力団員である場合の不承認規定でございます。

次に、第12条関係でございます。入居の承継関係についても、同様に認めないという規定でございます。

次に、第31条関係でございますが、同様に、例えば建てかえによる住宅の移動とかそれらについても、配慮をしないと。公的住宅には配慮をしませんよということでございます。

次に、13ページごらんになってください。

第39条、町営住宅の明渡し請求等でございますが、5号の改正は各条の項の追加による改正でございます。同条第6号については暴力団員と判明した場合の明渡しの規定でございます。

同条第4項、5項、6項につきましても、同条の号の追加による号の繰り下げでございます。

次に、14ページでございます。

第46条、使用の申込み等についても、第39条第1項の号の追加による繰り下げでございます。

次に、第48条、駐車場の承継でございますが、同じように暴力団員と認められた者については今回許可しないということで、追加規定されたものでございます。

次に、第56条、第57条関係ですが、暴力団員であるかどうか町のデータでは調べることができませんので、このことにつきましては警察の方に照会を申し上げて暴力団員かどうか確認するというので、意見を聞くことができるという規定でございます。

次に、第57条関係ですが、これは警察の方からなんです、暴力団員の情報を警察は集積してございますので、こちらで照会かけた入居者について暴力団員該当の有無について意見を述べるができるという規定でございます。

第58条、第59条は、条ずれでございます。

次に、附則でございます。

施行期日、1項、この条例は公布の日から施行する。

経過措置でございます。2項、改正後の柴田町営住宅条例（以下「新条例」という。）第6条第1項第1号及び第39条第1項第6号の規定は、この条例の施行の日以後に入居の申込みをした者に適用する。

次に、3項でございます。施行日前に改正前の柴田町営住宅条例の規定により町営住宅に入居した者または施行日前に入居の申込みをした者であって施行日以後に町営住宅に入居するもの（以下「入居者等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成



3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であることが判明したときは、町長は、当該入居者等に対して明渡しの勧告をするものとし、当該勧告に従わないときは、当該入居者等に対して明渡しを請求することができる。

次に、4項でございます。入居者等(暴力団員であることが判明した者を除く。)が暴力団員と同居していることが判明したときは、町長は、当該入居者等に対して当該暴力団員を退去させることを勧告するものとし、当該勧告に従わないときは、当該入居者等に対して明け渡しを請求することができる。

5項。前2項の規定による明渡しの請求については、新条例第39条第2項、第4項及び第5項の規定を準用する。

以上で詳細説明をおわります。よろしくお願ひいたします。

議長(伊藤一男君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。5番大坂三男君。

5番(大坂三男君) これ、括弧、括弧となっていて、よく理解できない部分があるんですけども、要は今現在でも入居者に暴力団員がおれば退去を求めることができるということなのかどうかよくわかりませんし、借りている方に暴力団員が同居していることがあれば退去させることができる、勧告することができるということなんですが、これは公布の日からということになっています。今現在、警察に照会ができるということもありますが、これが例えば公布されたときに今現在入居されている方の中に該当の人がいるかどうかというのを1回調べることになるのでしょうか。

議長(伊藤一男君) 都市建設課長。

都市建設課長(佐藤輝夫君) これにつきましては、宮城県の方と宮城県警本部の方で協議調整をしまいでございます。本条例が可決いただければ、警察当局の方から暴力団員の柴田町に居住する方の名簿をこちらにお渡ししますということでございますので、その資料をもとに暴力団員ということで判明した時点で明け渡しの勧告をしていくということになります。以上でございます。

議長(伊藤一男君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(伊藤一男君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号、柴田町営住宅条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

あす午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時42分 散 会